

五
十
音
圖
の
研
究

竹

田

鐵

仙

五 十 音 圖 の 研 究

— 音圖の成立に就いて —

竹 田 鐵 仙

— 音圖の來由に關する諸說

神代文字有無の論と共に、近世國語學界を賑合したものに五十音圖論がある。五十音圖の起源來由には諸説を觀るが、大別して、一、我が國固有のものとする説、二、吉備眞備が作つたといふ説、三、悉曇に基づくものといふ説、の三説に分つことが出来る。

第一の固有説は、川北丹靈の伊豆母廻美多麻の序に、松平信幹が言つてゐる様な神授説と、賀茂眞淵の語意考や、平田篤胤の古史本辭經などに見る様な應神天皇の御代に成つたといふ説とに分れるが、更に最近に山田孝雄博士は、現行音圖の祖圖とも言はれるものが日本人の創意によつて作られ、五十音圖は漢字音の反切を説

明する爲のものであつて、それが後になつて悉曇の説明にまでも應用されるに至つたものだ（五十音圖の歴史、一一四一一五、一二三五頁参照）といふ新説を發表された。

第二の吉備説は、吉野朝時代の明魏法師の倭片假字反切義解の所説を傳へたものであつて、新井白石の同文通考、多田義俊の以呂波聲母傳、谷川士清の日本書紀通證、僧文雄の和字大觀鈔、伴信友の假字本末等がある。

第三の悉曇來由説には、我が國語に用ゐる五十音圖が悉曇から成つたといふ積極的な説と、只單に梵文（字母）に准らへて五十音圖が成るといふ消極的な説とがある。

新井白石は東音譜に「東方音韻五十母字蓋于悉曇金剛文殊間而有數字重出者猶華嚴字母兩阿藏因今從舊圖」（凡例）として、密教所依の經典である金剛頂經釋字母品や、文殊間經字輪品に説く悉曇五十字母から五十音圖が成つたと言つてゐるが、悉曇字母を説く經典は他にも多くある中で、白石が特に兩經を指したのは、經典により字母の數が異つてゐる中で、この二經に説く字母の數が偶五十字であつた所から言つたものであらうか、して觀ると白石の考は、五十音圖が悉曇字母に基づくといふ以外に、その字數を五十としたのも經典に據るものと考へたもの、様である。本居宣長も「五十連音ノ圖ハモト悉曇字母ニ依テ作レルモノナルガ 其由ハ別ニ委ク辨セリ（字音假字用格、九左）と述べてゐるが、これらは共に、五十音圖は悉曇字母に基づいて成つたものであると言ふのである。

智積院運敝の弟子で白石と時代を同じうする慧旭曇寂は、その著五十字母點推の中で、

余竊惟是此體製非_ト和漢人之所_レ能_レ爲也恐元出_ニ西天_ニ而吉備入唐請來從_レ厥而後本朝古德加_ニ効直_ニ音國字_ニ故稱云_ニ假名五十字母_ニ雖_ニ是假名_ニ其體梵文本出_ニ西天_ニ豈容_レ疑乎依_レ此羅什所譯大涅槃悉曇章_ニ並名_ニ羅文_ニ乃此字母廣文今字母卽彼要略兩文相對其相顯然

と言つて、我が國の五十音圖は印度にあつた梵字の音圖を翻譯したものだとしてゐる。羅什所譯の涅槃經悉曇章といふのは、寶曆五年大進庵行願の開板した註梵字次第記附錄の中に見る、禪林寺宗叡僧正（一四六九）傳來と稱する大涅槃經悉曇章中國品一卷であつて、行願はこの書が禪林錄に「涅槃經悉曇章一卷羅什三藏翻譯云々」とあるものだとして、支那の韻圖韻書もこれに基づくと言つてゐる。

竊惟梁朝沈約著_ニ四聲譜及九弄圖_ニ以究_ニ音韻幽致_ニ隋陸法言作_ニ廣韻_ニ定_ニ韻字_ニ自_レ是以降詩也文也無_レ不_レ依_レ之而復準_ニ知古書悉有_ニ韻也其原出_ニ于此章_ニ

この書の内容は、悉曇十八章の中の第一章の梵音を對註漢字音で示し、その各行の長短十二韻を各の短の一音に攝めて六韻となし、これを一圖に纏めて、我が國の五十音圖に相當する行にだけ梵字を附し、更にこの對註音を初會から四十二會に分類して、音と韻とによる經緯四十二通りの分類をしたものである。

この書が我が國の五十音圖成立の當時にあつたとしたなれば、音圖の成立を直接に助け得たものとも觀られるが、この種の悉曇章が羅什によつて成つたことは、悉曇の支那傳來の歴史からも考究の餘地があるし、また宗教時代に我が國にこれが傳來してゐたとも思はれない。悉曇十八章に對註漢字音を施したこの種の悉曇章

が、平安朝初期の宗教の時代に傳來してゐたとするなれば、恐らく宗教時代に我が國に成つた悉曇書の十八章の對註漢字にも影響したであらうとなきねばならぬが、當時の何れの悉曇書にも、慈覺大師將來の全雅本悉曇章が引用されてゐるのに對して、この羅什悉曇章を引用したのを見ない。兎に角、悉曇はこれを羅什の悉曇章と信じ、この悉曇章のある以上、我が國の五十音圖に相當する略圖が、印度にあつたものと類推したのである。

この悉曇の説と同じ様な考へ方をした者は國語學者の中にもある。即ち中根淑は明治九年に日本文典を著して、その中に、

伊呂波四十七字ノ、音聲相通ズル者ヲ類別シ、之を縱横ニ排列シタル者ヲ、五十音ト云フ、其ノ用フル文字ハ、同ク四十七音ナレ共、排列ノ都合ニ由リテ、イウエノ三字ヲ重複セルヲ以、則五十音トナルナリ、此ノ音ノ排列圖ハ、中古印度ヨリ來リタル五十音圖ヲ本トシテ吾ガ國人ノ才學アル者、之ヲ作リ出シタルナルベシ、

(上・一七)

としてゐる。山田孝雄博士はこれに對して、吾人は印度に五十音圖があるといふ事は未だ曾て聞かない。事實あつた事も無い所の、印度から來たといふ五十音圖といふやうな幽靈を以て五十音圖の根據としたなどといふ事は、その説が、何らの根據もなくたゞさう信するといふに止まる(五十音圖の歴史、二二三—四参照)と言つて居られるが、我が國の五十音圖そのものが印度にあつたとは常識を以て考へられぬことで、中根氏の言

ふのも曇寂と同じく、羅什悉曇章の如きものがあつて、これに國字を當てたものが五十音圖だと言ふのである。

大矢透博士は音圖研究の大著「音圖及手習詞歌考」を著はして、五十音圖は慈覺大師の門下に出たものであつて、現存最古の音圖としては、五韻次第の中に見る天台座主良源の傳へた五十音圖だと結論されてゐるが、これに關しては後日に音圖の成立年代の下に論ずるが、已に橋本進吉博士（日本文學大辭典、五十音圖の條）山田孝雄博士（五十音圖の歴史、五〇—七〇）によつても論述されてゐる様に、大矢博士の結論は正鵠を缺くものと言はねばならぬ。

以上は國語に用ゐる五十音圖を作る爲に悉曇に據つた、といふ積極的な悉曇來由說であるが、次に結果から觀ると同じく悉曇に基づくといふことにはなるが、悉曇章の音と韻との經緯綴合に准らへて國音を組立てると五十音圖が出来る、といふ消極的な悉曇來由說がある。白石・宣長以後、悉曇來由說に賛同する國語學者の多くが前説を唱へたのに對して、この消極的な悉曇來由說は多く悉曇學者の中に見られるものであつて、この説は古くからあることを知る。

文献的に現存最古の音圖の一類とも言はれる、明覺（一七一六）の悉曇要訣に示す五十音圖の前には、

本朝有ニ四十七字ニ爲ニ一切字母。以ニ梵文意竊案レ之。以ニ九字ニ爲ニ經以ニ五字ニ爲ニ緯織ニ成四十五字ニ加ニ五字中ニ即成ニ四十七字ニ也（卷二・大正藏八四、五二九）

とあるが、本朝有四十七字といふのは、伊呂波四十七字を指したものであつて、この伊呂波四十七字を悉曇の麼多體文綴合の法に則つて、經緯を組立てると五十音圖が出来るといふのである。中根淑が「伊呂波四十七字ノ音聲相通ズル者ヲ類別シ、之ヲ縱横に排列シタル者ヲ、五十音ト云フ」と言つたのも、明覺のこの説に通ずるものがある。いろは四十七字を本朝の假名とすることは、當時已に一般に認められてゐたものと見えて、現存最古のいろは歌の文献である承暦三年寫金光明最勝王經音義にも、その卷首の序文に次いで、「先可知所付借字」と、即ち音訓を示すのに用ゐる本朝の假名を記すと言つて、伊呂波四十七字の假名を載せてゐる。

我が音韻學史上に特筆さるべき鎌倉期の信範（一八七三？一九二七？）に悉曇を學んだ了尊は、その著「悉曇輪略圖鈔」に、いろは四十七字を以て我が國の假名となし、五十音圖はこのいろは四十七言を攝盡して遺餘なく、故に四十七字は和音であつて而も梵音に通するとしてゐる。

右片假字亦號_ニ伊呂波_一。是則本有無作之字體。自然道理之聲字也。假字而似_ニ正字_一。和音而通_ニ梵音_一。彼五音圖與_ニ此伊呂波_一攝盡無_ニ遺餘_一。符合無_ニ相違_一。（卷七・大正藏八四・六九六）

我が國で編纂された梵語辭書は、高野山金剛三昧院に見出した現存最古の明覺の梵語鈔（寛治五年一七五一）が、經疏に隨つて抄出したものであり、心覺（一八四二）の多羅葉記が伊呂波別の次第である様に、近世以前には國語の辭書にも五十音別のものを見ない。五十音圖が國字國音を表はしたものとして、國語の研究に不可分のものとされたのは近世に入つてからのことであつて、從來は伊呂波を以て我が國の假名、即ち國字として使用して來

たものであるが、今これらの文献によつてもその消息が窺はれる。了尊の當時、五十音圖が國字を表はすものとして使用されてゐたとするなれば、了尊は伊呂八に代へるに五十音圖を以てしたであらうが、然るに了尊は「然此伊呂波者。文缺一紙。樵夫之口遊滿耳。字僅四句。牧童之手遊在眼……」（同前）と言つて、五十音圖は國字である伊呂八を攝盡するものだとしたのである。五十音圖の成立とその意義を、國語のためといふではなく、別なものに考へてゐたものと觀られる。

五十音圖を擧げる多くの悉曇書を見るに、我が國に五十音圖乃至それに類する音圖があつて、それに據つて音圖を示すといふものではなく、悉曇にいふ麼多の五韻と體文三十五字との經緯綴合に准らへて音圖を示すといつてゐる。即ち明覺が「梵文既三十四字爲經 十二字爲緯織成四百八字。和言豈無經緯耶。今和言副梵字。令知音響之同矣」（悉曇要訣卷二・大正藏八四、五一九）と言つて、五十音圖を擧げて、「三朝之言一言未出於此五十字矣」（同書、同五三〇）と言ひ、信範が悉曇秘傳記に五十音圖を擧げて、「一切語聲莫不攝此五音」（大正藏八四、六五〇）となし、淨嚴が悉曇三密鈔に「凡一切音聲不過五十字」（卷上之上・大正藏八四、七二八）と言つてゐるのも、また淨嚴に悉曇を學んだ契冲が和字正濫鈔の序に「總五十音以括天下聲韻」として本文に五十音圖を擧げて、「右の圖梵文に准らへて作れり」（國語學大系九・一二六）と言つてゐるのも、何れも皆五十音圖は言語の聲音を示したもので、悉曇の麼多（母韻）體文（父音）綴合の法に隨ふと、子音といふ一音節を示すこの音圖が出來て、それが一切の音聲を攝盡するといふのである。國字であ

る假名を示す伊呂波が偶一字一音節を標はす文字であつたから、五十音圖の音を示す文字が伊呂波と相應するといふ結果になつたのであつて、五十音圖は國字國音を示すものではなく、麼多・體文の綴合に隨つた五韻十行の音を示した音圖である。我が國の悉曇家が、この圖を五音・五韻・五音字・五韻大事・五韻十音・五韻十響・五韻十行・五音五十字互具一字・拗直二音・三内五音互具相通圖・悉曇五韻相通圖・などといふ名稱で呼び來つたのもこの謂である。そして現行音圖の名稱の由來も、已に明覺は五十字と言ひ、鎌倉期の信範に五音五十字といふ名稱が表はれ、淨嚴は五韻三内十四音五十字十三直拗といひ、それが契沖に至つてこゝに初めて五十音圖といふ現行音圖の名稱が生じたのである。

以上によつて五十音圖の起源に關する三類六說を擧げたが、中にも第一の神授說や、應神天皇時代の成作說や、第二の吉備眞備成作といふやうな、已に學者が信憑し難いものと斷定し、吾人も亦認容し難い根據薄弱な說は暫らく別として、果して五十音圖は漢字音の反切のために國民の創意として存在し、それが後になつて悉曇に應用されたものであらうか、或は悉曇の傳來以後に成つたとしても、國語のためのものとして悉曇から成つたものか、或は國語のためといふのではなく、悉曇の學習のために、その麼多・體文の綴合に准らへて圖となし、これに國字を配當したものが、五十音圖として世に用ゐられるに至つたものであらうか。この結論を得るためには、先づ音圖成立の目的から論究せねばならぬ。

二 音圖成立の目的

イ、悉曇十八章と陀羅尼

攝拖聲苾駄明といふ文法語法學を意味する名稱の下に、支那に傳へられた印度の聲明は、我が國へ傳へられて後は専ら悉曇と呼ばれるに至つた。悉曇とは本來は悉曇阿乞又羅と連用される形容詞であつて、その完全なる文字といふ語意は、十二麁多（韻）と三十五體文（聲）とが合して、十八章の字綴を成就する音標文字である梵字の功用に名付けた美稱である。

古來悉曇の語を翻じて成就の義となすのもこの謂である。然るに我が國では此の悉曇の語が梵學の總稱ともなつたのであるが、已にこの語意の變遷に於いても知り得る様に、我が國の悉曇學は殆んど悉曇字記（西暦七三〇年唐智撰廣）を中心とする悉曇十八章の研究である。

五種不翻の一として支那に翻譯されなかつた陀羅尼は、我が國へも比較的原型に近いものが傳へられたから、それが和音に適しないのは當然であり、又その梵音に施した漢字の對註音は、安然も已に認めて、空海和上の説を引用して「上翻中諸字註聲須下檢二翻譯之時代」以決_中梵音之清切上_上（悉曇藏八四、四五）としてゐる様に、その對註漢字音の時代的變遷等に禍ひされて、これを傳へた國人には、この對註音が却つて梵音誦呪の障害ともなつたのである。然るに一方聲字實相を説く密教にあつては、陀羅尼の誦呪そのものに、身口意の三業

相應三密瑜伽の宗意究竟の極地を求めるものであるから、當時の眞言陀羅尼の誦呪に際してはその發音も嚴密に行はれ、隨つて口傳傳授は厳格を極めねばならなかつた。これ等の條件が、秘密佛教の誦呪祈禱の隆盛に伴なふ陀羅尼を讀むといふ實際問題に結びついて、この誦呪に必要な發音の標準を示す十八章の習得といふことが、我が國悉曇學の中心をなすに至つたが、こゝに於て悉曇の研究が自からこれに集中されたことも亦當然と言ふべきである。さればこそ、空海は眞言密教を傳へて歸朝すると共に、承和の初に聲明の修業者を置くことを奏請したのであつて、爾來眞言・天台の歴代の長者座主は聲明業の年分度者を公に奏請し、その人數も次第に増加され、遂には梵字の形音義と共に、十八章の切繼、難讀な陀羅尼の發音口授といふ悉曇傳授が行はれ、中世以降は悉曇灌頂といふことまで行はれて今日に傳へられてゐる。

安然が悉曇十二例の中に大日經疏の説を引いて、「大日疏云。薩埵具足可_レ云_ニ索多。然聲明法義理雖_レ正而音韻若不_レ便者即隨_レ便呼_レ之」(大正藏八四、四六三及び悉曇藏卷五・八四、四一八)と言つてゐる様に、十八章の梵字で書かれてある陀羅尼を讀誦する場合には、連聲の音便に隨つて十八章の梵字の本音を轉じて讀むことがある。安然は悉曇藏(卷四・大正藏八四、三九八—四〇二、卷五・八四、四一五—四一八)悉曇十二例(大正藏八四、四六二—四六五)に、陀羅尼讀音の實例を擧げて、三内の連聲や音便による十八章梵音の轉聲を示してゐるが、更に安然は十八章中の第一章の梵字音に對註漢字を施すに當つて、一字の梵音に短聲・連聲・轉聲の三音の對註漢字を配當して、陀羅尼を讀む場合には連聲音便によつてこの三様の讀音のあることを知らね

ばならぬとしてゐる。

理趣雖レ爾行用隨レ宜。上代翻譯梵漢不レ定。眞言對注梵唐粗定。今舉ニ一端ニ令レ知ニ三隅。……今略列レ之短聲

一連聲二轉聲三 ka 加羯見訖吃枳乾……（卷五・大正藏八四、四一八）

ka 加羯見訖吃枳乾……（卷五・大正藏八四、四一八）

梵音kaの對註漢字である加は短聲であつて、即ち梵字の本音である。羯は連聲の音であり、その他は轉聲の音であつて、梵音kaの一字が上下の連聲音便によつて、三様の音に讀まれることを教へたものである。また玄照も悉曇略記の梵字調音門の條下に「今此益迦章（第十五章、空點の連聲を示す）字多用ニ眞言中」（大正藏八四、四六八）或は「今見「梵書」ka迦ra囉dha娜等之字有諸字之下其上字多分有涅槃音」（大正藏八四、四六九）として、陀羅尼の實例に就いて、十八章の梵字音が連聲によつて音の轉ずることを説くなど、この様に平安朝初期の悉曇書にも、十八章を中心として陀羅尼讀誦の實際を教へる我が國悉曇學の特異性が窺はれるが、その後明覺の悉曇要訣の如きは、全く悉曇十八章を中心として陀羅尼の讀音を教へたものであり、また東寺觀智院には明覺撰と傳へる所の、天治二年寫悉曇十八章用音といふ十八章の梵字に對註漢字音を施した悉曇書もある。また我が國に成つた悉曇書の大多數が、悉曇章・反音・相通・字記等の題名によつて著はされてゐるが、これも十八章の梵字音の綴字發音を研究し、懇切叮寧にこれを後學に示さうとしたものに他ならぬ。斯く我が國の悉曇學が、何故に十八章中心の研究に始終したであらうか。これに對する應答は極めて簡単である。即ち間違ひなく陀羅尼を讀むといふ誦呪の實際問題が、宗教的教義と、傳授思想とに結び付いて考へられ

たからである。梵・漢・和三音比較對照のこの苦心が、我が國の五十音圖成立の起因を爲すものであつて、その原因の胚胎は當に此に求められねばならぬ。

ロ、悉曇十八章と十四音

十八章の第一章は

ka kā ki kī ku kū ke kai ko kau kau kah

kha khā khi khī khu khū khe khai kho khau khau khan khah

といふ様に、十一麁多（韻）を以て三十四體文（音）——體文三十五字から llau の一字を除く——に點じて四百八字の綴字を示すものであつて、麁多と體文との關係が單一である所から單章と稱せられ、その發音も判然と辨へ易い。後の十三章は、この第一章の綴字發音を基準として組立てられて行くのであるが、その綴字の麁多と體文との關係が單一でない所から、第二章から第十四章までを餘單章といふのである。今こゝに第二章以下の第一轉だけを示すと、（今暫らく傳承の讀法を離れて、専ら合字の標音を示す）

2 kya 3 kra 4 kla 5 kva 6 kma 7 kna 8 rka 9 rkya 10 rka 11 rka 12 rkva

13 rkma 14 rkia

であつて、その發音も單一でない。第十五章は撥音の連聲を示すものであり、第十六章は別麁多といふ。音の綴字發音を示し、第十七章と共に促音の連聲を扱つた章であり、第十八章は孤合章といつて、前十七章に無

い特殊の綴字發音を示すものであつて、聲（體文）韻（麼多）共に第一章の基準に従はず、孤り合して綴字をなすといふ所から孤合章と謂はれる。是に對して前十七章を正章と言ふが、この正章の中でも、韻だけは麼多の次第に隨つて組立て、ゆくけれども、その綴合の聲が體文の次第に従つて綴字を組立て、ゆかぬ第五章以下の三章を、正章中の異章となすのである。今これ等の悉曇十八章の組織を、只單に二合三合の父音と母韻との綴字を教へるものとのみ觀るなれば、所謂十八章は今日のサンスクリット文典に見ると同様に、單に綴字を示すに過ぎないものとなるが、茲に注意すべきことは、サンスクリット文典に見るととは異つて、その綴字に十八通りの綴字の基準があることであり、また第二章以下に於てその一、合、三合の父音を定めるのに、何故に三十四字の體文の中から、特に y r l v m n の六字を擇び取つたかといふことであるが、この意を知る時に初めて悉曇十八章の特異性、即ち悉曇十八章は誦呪等の際の困難な發音の基準を示したものであることが解せられる。文永の頃、我が國に於て初めて支那の韻鏡を讀解した明了房信範（一八七三？）は、さすがに此の問題に想到してゐる。その悉曇私鈔に

問云何故體文三十四字中別撰ニ ya ra la va ma na 六字ニ初章字下各合レ之如レ次爲ニ第一已下六章ニ哉（中略）

答云此 ya 也 ra 羅 la 擺 va 和此可用 ma 摩 na 那六字清濁難辨音也更非レ如ニ ka ca ta t pa 等ニ夫清濁難辨字者卽是相ニ類ニ a a 等韻音ニ故別而撰ニ彼六字ニ各合ニ初章字下ニ如レ次爲ニ第一已下六章ニ也（下卷）

とある。この六音の中で y v の兩音は今日ニ重母韻とも言はれる音であり、悉曇では鹽梅音と稱し、韻鏡に

在つてはア行の韻と共に影喻ニ母に屬してゐる。m nは鼻音であり、r lはnと共に韻鏡の半舌半齒音に相當する一類の音である。この半舌半齒の二音は、宋史に「七音之作者唇舌牙齒喉半舌半齒也此文字七音卽起於西天二者也」（宋史四三六 鄭漁仲傳）と言つてゐる様に、印度から七音の法が傳はつて後、初めて支那の五音に加へられた。所謂韻鏡の清濁音に屬する清濁の辨じ難い母韻に類した音である。安らは悉曇藏に、この清濁分明である第一章を通韻と言ひ、y r l等を加へた第二章以下の二合三合の清濁難辨の章を落韻としてゐる。

（卷二・大正藏八四、三八三）

これによつて、悉曇十八章は字綴を示すのみに建てられたものではなく、聲韻和合の發音を示すと共に、聲韻の辨まへ難い合音の發音基準をも示さうとしたものであり、その第十五章以下の連聲法と共に、精密な印度音韻學の基礎に立つものであることが解かる。

悉曇にいふ十四音説とは、北本大涅槃經文字品（大正藏一二、六五三）に、佛が迦葉尊者に梵字五十字母を教へ給ふに當つて、十四音を名付けて字義となす字本となす、と言はれたのに起因して説をなすのであるが、その五十字母の中で何れを十四音といふかについては、佛はこれを自明の事としてか、何等の説明がない所から、支那の諸經疏を初め、別して我が國に於ては安然の悉曇藏（卷二・大正藏八四、三七八）を初めとして何れの悉曇書にもこの十四音説に觸れないものは殆んど無く、古來群解區々たるものがある。これをアイウエオの五と、カサタナハマヤラワの九の十四音となし、この十四音に諸音を攝盡するといつて、十四音を我が國の

五十音圖の經緯十四音としたのは、先に十八章組織の六音の特異性を認めた明了房信範その人である。

已上三十五體文合成_ニ加者吒那波麼也羅和九字音_一此中迦者吒波之四音清濁相兼也羅麼那和五音清濁難_レ辨矣合_ニ前
阿伊甌_ヲ奧五音_ニ都有三十四音_一此名_ニ字義_一又曰_ニ字本_一或云_ニ本母_一有曰_ニ字母_一也是則我朝所_レ用五音橫堅之首_ア
イウエヲカサタナハマヤラワ十四音也（悉曇私鈔上卷）

これを以て涅槃經に説く十四音の意が、直ちに我が國の五十音圖の經緯十四音であるとは斷定を許されないが、信範が十八章の y r l v m n 六音の特異性を認め、今また十四音とは五十音圖の經緯十四音なりと喝破した所に、吾人の前來の所説と共に、五十音圖の組織そのものが、全く悉曇十八章の習學研究に伴つて、その組織から引き出される自然的所産たり得る所の來由を知り、音圖成立の原因が、本質的に十八章の組織に胚胎することを知り得るではないか。

今ローマ字を以て悉曇五十字母を示し、五十音圖の十四音の因る所を知ることとする。

麼 多 a_● a₋ i_● i₋ u_● u₋ e_● e₋ o_● o₋ au

界 畔（父母兩音韻の界畔をなす意） au ah

別 麽 多 r_● r₋ l_● l₋

體	文	k _●	kh	g _●	gh	n	c _●	ch	j _●	jh	ñ
	t _●	th	d _●	dh	n		t _●	th	d _●	dh	n _●

遍 口 聲	y • r • l • v •	s • sh • s • h	p • ph • b • bh • m
		llan	ksha

五十音圖の經緯十四音は、五十字母の中の短の五母韻と、體文中の清音の限りであるk c t pの四音と、清濁辨じ難い母韻に近い音であると同時に、第二章以下の標準音とするy r v m nの五音とに盡されてゐる。(・は十四音を示す)

ハ、十八章梵音の表記法と反切

支那の反切法の起源發達が梵音翻切の必要からであることは、已に大矢透博士が韻鏡考(第十五章反切の始)に説く所であるが、また支那に於てもこれを見る。

鄭夾漈云切韻之學自漢以前人皆不識實自西域流入中土所以韻圖之類中華釋子多能言之而儒者皆不識レ起レ例以其源流出於彼耳(文献通考、一九〇)

清の陳澧は、その著切韻考(下巻、通論)にこれを否定してゐるが、漢末以後の譯經の隆盛に伴ひ、譯經翻音といふ實際問題の必要から、聲韻二字を合成して一字となす音標文字である梵音を翻音するに際して、その梵音の式に習ひ二字の漢字を用ひて、上字の聲と下字の音とを取つて梵音の聲韻に當てるといふ、支那の反切法が生ずることは當然と言はねばならぬ。

已に漢字音を傳へ、更に梵音陀羅尼を傳へた我が國に於ては、茲にまた反切の研究が始まり、そのため

空海の文鏡祕符論や文筆眼心抄を始め、宗叡の悉曇字記林記、慈覺の在唐記など、以來我が國になつた悉曇書に反切を説かないものは殆んどない。一定の組織標準を以て、麼多（母韻）と體文（父音）とを綴合して字をなす悉曇十八章の梵字は、所謂音標文字であるのに對して、音標文字と性質を異にする漢字の音を以て、梵音を示すことは困難なことであつたがために、萬餘を算する悉曇十八章の梵字に、對註漢字音を施し、悉曇書は稀であつて、我が國への傳來も、僅か慈覺將來の全稚悉曇章の一本があつたに過ぎなかつた様である。斯うした點から、我が國の悉曇家は先づ第一に、十八章の梵音を會得する上に反切を知る必要があつた。更に我が國の悉曇家が反切を説いた直接の必要は、經疏の中に見る多くの陀羅尼は、この十八章の梵字で書かれてあつて、その梵音を示した對註漢字音には反切が示してある所から、陀羅尼を讀む實用から反切を知る必要があつたのである。而もその對註漢字に施した反切は單にその漢字の音を示すといふばかりではなく、種々な理由がある。明覺は悉曇要訣（卷一・大正藏八四、五一）に對註漢字に反切を示す理由を述べて、

一者連聲不連聲別。として、syat 沙蘇活反底などの例を擧げてゐる。即ち梵音は對註漢字音の如く沙底シャチであるが、殊更に沙に蘇活の反として、その反切を示した理由は、連聲によつてシャツチイと沙の韻尾を活の韻尾の如く、入聲に促めて讀むことを教へるために、沙に蘇活の反切を示したのである。

二者注_二他本音。として、胎藏真言にはbyu弊毘庚反といひ、隨求經には弊毘夜反といふなどの例を擧げて、經疏に見る同じ梵音の相違を示すために、反切を示すとしてゐる。

三者注_ニ漢字異音。として、sthī悉體他以反などの例を挙げて、thīの對註漢字である體の字を、その異音である他以の反音を以て讀むことを示すために、反切を示すとなす。

四者注_ニ梵字異音。として、va和滿可反va跋無渴反などの例を挙げて、梵音が異呼されることを示すために、反切を施すとなす。

五者注_ニ難字。として、bya迦女也反tya馳底夜反などの例を挙げて、主として梵字の合字法に倣つて支那に出来た切身切と稱する漢字の音を表はすために、反切を示すものを述べてゐる。

六者注_ニ音低昂。として、va婆音補我反sha沙音史我反などの例を挙げて、これらは梵音漢字に別音があるのではないが、對註漢字の音の低昂を知らしめるために、反切を示したものであるとしてゐる。

これ等の理由から、悉曇陀羅尼の學習と反切とは不離の關係に置かれたのであつて、その反切法は、また聲韻和合の悉曇十八章の綴字法に通ずるものである。安然は悉曇藏（卷四・大正藏八四、三九八）に、

然儒家反音略有二種。一紐聲反二雙聲反。今悉曇反音亦有二種。用_ニ本字音_ニ是紐聲反。如_ニ前kyā迦也_ニ用_ニ麼多音_ニ是雙聲反。如_ニ前ya枳也_ニ

として、悉曇十八章の第二章第一轉の梵字音kyāを、ka迦ya也と本字の音に隨つて讀むのを紐聲反となし、kaとyaの父音を合してこれに十二麼多の第一轉aを掛けて、^{キヤ}枳也と讀むのを雙聲反となすとして、儒家の反切と悉曇の反音との相通することを述べ、更に十八章各章の第一字に付いて、體文（父音）が麼多（母韻）の十二

點と綴合して生ずる十二字に、對註漢字音を施してその反音を示してゐる。

此乃字體以爲上聲。點畫以爲下聲。相合呼之以爲反音。且如迦字十二字中。ka迦阿合成迦音。kā迦阿引合成迦引音。ki迦伊合成機音……(悉曇藏卷四・大正藏八四、三九七)

ニ、反切の國音化

音標文字である梵字音を標はすのに不適當であつた漢字は、漢字音そのものゝ發音に於ても亦我が國の悉曇家が如何に困難したかは、王朝初期の入唐諸家の字母對註音の表記法によつても知ることが出来る。今その一斑を窺ふに、

宗	叡	a 阿	上聲如正上之 重下准同此	ā 阿	引聲如金上之重下准 同此發音均前
空	海	na 拏	引或上入鼻呼 如日本之音	ah 惡	醫字漢音
		a 阿	上聲表上之輕。 下准同此	ā 阿	引或上入鼻呼 如日本賣音
慈	覺	au 閻	去聲表去長呼 下准同此	ah 惡	醫字漢音
		na 奈	上	ma 莽	莽上
i 短	伊	ia 短	以下初字 皆短上	ia 短	以下初字 皆短上
u 短	宇	ua 短	宇字以本鄉 音呼之下准之	ua 短	宇字以本鄉 音呼之下准之

(以上悉曇藏卷五所引)

e 短上衣
本衣

衣字以本鄉
音呼之下准之

○ 短於
於字以本鄉
音呼之

na 拏
鼻音上下齒不閉合呼之
云阿奈此阿奈兩字用本鄉音

ma 摩
用本鄉摩字音
呼之但加鼻

(在唐記)

空海の對註音の中に見る表とか、慈覺が入唐して、終南山の宗叡から授かつた所の師傳の音を表はすのに用ゐた金・正とかいふのは、表信公（宣長は表信公は奈良朝に來朝した袁晋卿の誤寫なるべしといふ〔漢字三音考一九右〕）が、濟遜の悉曇要決抄——東寺觀智院藏——には袁公金公チヨウコウキンコとある——金禮信・正法師のことであつて、元慶の頃に來朝した聰法師と共に我が國に漢字音を教へた知音の師であるが、慈覺が入唐して寶月・宗叡等から悉曇を傳授され、その傳授の音を表記するのに日本傳來の音に據らうとした苦心の程が窺はれる。悉曇字母の表音に於てさへ斯うした困難さが窺はれるが、更に進んで十八章の梵音の表記には一段とこの消息を察することが出来る。その故か當時の悉曇書中には、十八章梵音の全體に對註音を施したもののは極めて稀れである。今その消息を知るために、支那及び平安朝の明覺に至るまでの悉曇書から、僅かに得られる十八章の第一章kaの十二轉の對註漢字を集めて表示することとする。

ka	羅什	悉曇章	悉曇稚	或悉曇	字記	釋義母	悉曇	悉曇	悉曇	悉曇	悉曇	悉曇
	(宗叡)	將來										
迦	義淨		(悉曇)	(悉曇)	(同)	空海	安然	玄昭	明覺	(同)		
脚			(將來)									
			(藏記)									
迦												
迦	角入											
迦	迦訖	迦訖										
迦	迦訖吃枳訖	迦訖吃枳訖										
迦	迦假字	迦假字										

	ko	kai	ke	kū	ku	kī	ki	kā
	皓	計	計	俱	俱	鷄	鷄	迦
	孤	計	鷄	俱	矩	鷄 反 姜 移	枳	迦
	句	吟	罽	學	俱	計	鷄	迦
	句	蓋	計	句	句	機	機	迦
句 平和 音	偈 去	介 平和 音	俱 上	畜 入	機 上	極 入	迦 上	
句	蓋	計	句	句	鷄	祈		迦
句		罽 計	具	矩 編 俱 句		枳 緊 訖 吉		
叩	吟	醯	鉤 引	鉤 反 矩 俟	機 引	機 引		迦 引
句	罽	計	俱	俱 古 居 求	枳 引	枳		迦 引
戶 俱 古 居 假 古 幾 字 字 與 假 字 字	罽 假 計 字 伊	計 假 計 伊	俱 引 丘 護 句	俱 丘 假 幾 字 字 字 古 字 假 字	枳 引	枳		迦 引

			咲	
			告	
kah	kan	kau		
𠂇	𠂇		嬌	
箇	甘			
脚	劍			
迦	坎		咲	
各入	咸平		蓋去	
迦入	欠		咲	
脚	劔		矯	
脚	劔		矯	
脣	劔		矯	
迦	劔計牟		矯計字	
歷	假字			
幾				
久				
假				
字				

今この表に見る少數の對註音に於てさへ、迦の長短二音を除いては、對註音に殆んど一定したものがないことが解かる。この一定しない對註音に於て、而もその發音を示す反切そのものに困難があるとしたなれば、何を以て十八章の梵音を後學に教へ得るであらうか。悉曇傳承の口傳が重視される理由が此にあると共に、この難を救ふために生れたものが、明覺の對註音に見る様な假字の用法であり、五十音圖によつて假名を以てする日本式の反切法である。反切や注音に依る梵音對註の困難と、誦呪の實際問題との矛盾から、茲に支那反切法の日本化が企てられるに至つたのである。

支那に起つた反切法は、我が國の悉曇家に傳へられては反切を反音と言ひ、反切法のことを反音作法と言つてゐる。反切の名義については、大矢透博士はその著韻鏡考（第十六章）に、空海の文鏡秘符論にいふ反語の意が、支那に於ての沈約の四聲譜當時の反切の古義であり、それが唐末の頃から反を切に改め切韻と稱する

に至つて反復の義と轉じた、としてゐる。即ち秘符論にいふ反語の意は天煙の四字を、土天煙鴟と横讀すれば、ドとト、ウとウは同聲であるからこれを雙聲といひ、天煙土鴟と錯讀すれば、ンと、オとオは同韻であるから疊韻といひ、これを縱讀して土煙・天鴟といふ時は雙聲にも疊韻にもあらず、上下二字の聲と韻が相反するから反語といひ、土煙の上字の聲と下字の韻とを取れば天となり、天鴟は土となつて、こゝに所謂反切がなるといふのである。大島正健博士の翻切要略には、反切も翻切も同義であつて、翻はカヘルの義、切はツヅムルの義とあるが、我が國の悉曇家も、反切の反の義を翻の義に考へた様である。安然は悉曇藏に唐初の武玄之の韻詮の説を引用して、「其反音者呼連兩字ニ成ニ一音ニ侵昂依ニ下字ニ輕重依レ上上下相和以發諸響」（卷二天正藏八四、三八二）として、上下二字が新音にカヘルことを反音の義となし、また信範が調聲要決鈔に、「又以三二字ニ名レ反者以下所レ生ニ一字ニ之ニ二字上反成ニ根本ニ一字ニ故也反字或又云ニ歸字ニ此意也」（九弄圖正誤決）として、反は歸字の意だと言つてゐるのも、新音にカヘル翻の義である。この意味から我が國の悉曇書には、反音・翻音・乃至返音・變音と稱して同義に使用されてゐるが、この反切のことを翻音と稱することは我が國の儒家に於ても古く、大江朝綱の作文大體（天慶二年一五九九）には、第八、翻音とあり、又支那に於ても已に唐代の成唯識論掌中樞要に「脚注上字等者依ニ四聲ニ呼レ之注返者以ニ翻レ字法ニ讀レ之」（卷上、大正藏四三、六一三）返・翻の字を用ゐたのを見ることが出来る。

更に我が國の悉曇家は、この翻の義を廣義に解釋して、翻切の翻の義に加ふるに翻譯の翻の義を以て同義となし、翻切・翻譯を以て廣く反音と稱してゐる。深賢の梵字口傳に反音相傳の意を述べて、「反音相傳云翻譯者或云ニ反音以ニ縛日羅ニ翻ニ金剛」故也或云反音同以ニ漢音トハシ成ニ漢異音云反音也」としてゐる様に、翻切・翻譯の二義を以て廣く反音となしたのである。

また更に、高山寺本文字反（一名反音）に「夫一字借名之付事三氣也取而以二字氣合一字ニ成音二名文字反」とあるのを見ると、反音を示すことは借名を付けることであるとも考へてゐたこととなるが、これも翻譯の翻の意味からは、當然導かれる考へ方であると言ひ得る。近世に至つて河野通清が「惣シテ反切音ト云モノハ和邦ニ所謂文字ノ假名ツケトシルベシ」（韻鑑古義標註補遺一八右一左）といひ、釋圓義がこれを説明して、「玉篇ニ尺ハ齒亦ノ切、女ハ尼興ノ切ト云ガ如キハ直ニソノ音ニカナヘリ、通清ノ説ニ反切ヲ假名ツケトイヘルハ是等ノ義ヲ云ナリ」（韻學發蒙一八左）として、この假名付の意を限定してゐるが、支那に於ても古來の比況假借といふ簡単な反切法と共に、この假名付に相當する音釋の法を以てする反切の一種があつたものと見え、鄭漁仲はこの法を急漫聲と名付けてゐる。この翻音翻譯の反の意味から、我が國語の上に於ても、反切の反の字を假名の意、翻譯の翻の意に用ゐたことは、遠く萬葉の昔から已に存在したことを知り得る。即ち

戯奴^{わや}變云^{がため}
和氣^{わき}之爲^{いたま}（卷八）

勅旨^{せきし}大命^{だいめい}戴持豆^{いたさきもど}（卷五）

帆船爾反云布
奈閉爾道引麻遠志（卷五）

田廬乃毛等爾多夫世反（卷十六）

これ等は書中の一例に過ぎないが、その他空海の秘音義にも、將門記・新撰字鏡等にも幾多その用例を見ることが出来る。言ふ所の變・反は共に假名の意である。鹿持雅澄は萬葉集古義（卷三）にこれを説明して、「まづこの反字（八卷に變云とも書きたり、そは集中に他所にも反・變は通用るたれば全同じことなり）は翻と通用たりと見えたり、此も漢國にて梵語を翻譯す時云々翻云々といへるに數へるひがごとなり、これもとよりの梵語を漢に譯す故、此方にはかくいふことぞといふところなり、たとへば南無翻云々歸命」とあるにて知るべし」といつてゐるが、反切の反が翻譯の翻に通ずることは極めて當然な考へ方であり、この意味から急漫聲といふ假名付の法が支那にも存在したのである。なほ金澤博士は服部先生古稀祝賀記念論文集（三五一—五四）の「反切の一異例」といふ論文の中に、慧琳音義（卷四〇）に詳注上梵字無反、如牛吼聲
或作吽同、下潘末反とある文献によつて、萬葉等に見る云々反といふ用例は、やはり漢土に行はれた反切の一異例であつて、我國はたゞこれに倣つたに過ぎないのである、と結論されてゐる。

この様に、支那の反切法に暗示を得てなつた所の假名を以て國語に假名付をする反音の法は、古くから存在したが、梵音を示すに假名を以てする反切の國音化も、已に慈覺の在唐記の中の字母對註音や、師傳を得て慈覺が註記した宗叡の悉曇章等に「以ニ本鄉音呼之」とか或は「日本音」などと註記したり、安然が悉曇十二

例の中に、介和音美也和音女和音女和訓など、國音によつて梵音に假名付をなし、和音・和訓として支那音以外の我が國の音であることを註記して、梵音を教へてゐるなど、悉曇字母の對註漢字音から離れてする反切の國音化の、已に早く行はれてゐた様が窺はれる。

明覺は承德三年の梵字形音義に、空海安然等の先德に隨つて、雙聲紐聲の反切法を説き、支那の音釋の法に基づいて陀羅尼の梵音や十八章の梵音に對註漢字を施すのに當つて、眞假名の五十音圖を示してその使用の假名を一定してゐる。

一明本朝假字者夫梵音有中天南天之異漢字有漢音吳音之別乍見梵字漢字而忽難呼其音故用此假字以爲梵唐兩音之指南也其假字者

阿伊烏衣於 可枳久計古 左之須世楚 多知津天都 郡爾奴禰乃 羅利留禮魯 波比不倍保 摩彌牟咩毛
和爲于惠遠 夜以由江與

己上五十字將爲諸字借音若見注假字者可加以此音呼之若有侵昂隨亦注之見者莫迷（卷三）

明覺はこの假名に依つて一音の梵字の假名を示して

古假 衣假 奴和 和音 塙於假 尼和音
（卷三）

といふ様に、この音圖に據つて假字或は和音と稱し、更に一字の漢字音で示されてゐる二音合成の梵音の對註漢字の假名付にも、この假名を用ひてゐる。

ko 句古字 co 諸之與假字 te 帝天以假字 ve 衛惠伊假字 (卷三)

この經緯十四音から成る五十音を、更に十八章の聲韻組立の法に隨つて、五十音の一々を聲と韻とに分けて反切を示したもののが反音圖である。古來五十音圖を五十音假字反切圖カナハシと稱するのも此の謂である。

梵字形音義より六年前の寛治七年に成つた明覺の反音作法には、反音を示した片假名の五十音圖を見るが、五十音圖の成立した當初は、恐らく斯うした簡単な反音を示したものであつたと思はれる。今その要を示すと、問諸於前五音 每字註委音 答アイウエオ五字通韻故無委音餘字可有之矣旨出悉曇中見人不傍レ之

カ クア キ クイ ク クウ ケ ケエ コ クオ
キ キエ

(サタナラハマワヤの次第、今六行を略す)

ワ ウア	キ ウイ	ウ ウウ	エ ウエ	ヲ ウオ
ヤ イア	イ イイ	ユ イウ	エ イエ	ヨ イオ

この反音によつて、例へば、カはクの聲とアの韻と合成して成るといふことを示すのであつて、反音は一音節を父音と母韻とに分けたものに他ならないが、我が國には父音を表はす文字が無い所から、暫らくク・キ等を以て父音を示す假名としたまである。

この聲韻に分けた反音によつて、五十音圖の經緯に基づいて、梵音の合成音や、對註に用ゐた漢字の反切を容易に知ることを教へたものが、明覺のいふ反音作法である。

「明反音作法」者二字相合成二字音也於上字取初一借音於下字除初一借音取餘借音相合方成一字音也雖然上字上借音五音之中蘭下取與下字初借音韻同字上與下字餘借音相合也至平上去入依下字伊昂於輕重清濁依上字差別（梵字形音義 卷三）

（借音とは假名の意、寛治七年の反音作法には假名とあり）

例へば、第一章のki枳字は迦伊の合成とあるのを迦クア伊イを反音するに當つて、まづ上字の上の假名であるクを取つて、クの五音であるカキクケコの中から、下字のイと韻の同じ字を蘭び取つてクをキとなし、このキと下字の韻であるイとを合すると、キイ即ちキと反へると云ふのである。

この法によつて、明覺は十八章の聲韻和合の梵音の反音を示して、

ki字者ka迦i伊相合成枳音上聲呼之……

ce字者ca者e翳相合成制世伊音南天用世假音……

ti字者ta・吒i伊相合成知音……（梵字形音義卷三）

などとしてゐる。

この様にして漢字の反切法から出發した我が國の梵音對註の方法は、その一は假名の基準を五十音に求めて、鄭漁仲の所謂急漫聲と稱した假名付の法に倣つて、一音二音凡ての梵音の假名付をすることとなり、その二は上字の音と下字の韻とによつて一音節を導き出す音韻合成の法を、五十音圖の經（音）と緯（韻）とによつて

律する反音作法といふ新工夫を發明するに至つたが、これを換言すれば全く反切法の國音化と言ふべきものである。この意味から我が國の五十音圖は、陀羅尼を讀誦するために十八章を學習する上に於いて、梵音の對註漢字に假名を付けたり、梵音の合成音に假名を付ける必要が生じ、その必要から悉曇家の作り成したものといふことになる。所謂反切の國音化の必要から生じたものが五十音圖であるといふ、音圖成立の目的の一は此に求められねばならぬ、

その國音化に當つて、その對象とする悉曇十八章の組織を直接に比較の對象とすることは、最も當を得た方法と言ひ得るものであつて、この消息に成つた五十音圖が、單なる悉曇十八章の模倣ではなく、その組織を充分に分解會得し、而も國音に比較して成つたものであることは言ふまでもない。即ち悉曇五十字母の中から選定したアイウエオ、カサタナハマヤラワの十四音が、國音を整理し示したものであると同時に、十八章の第二章以下の合字であるy r l v m nの六音を攝めてゐることや、また一方に於て、當時の國音に存在してゐたshの音を取らないで、k c pの音を取つたのは、shの音が十八章の合字の基準音にないからであつたことなどは、最も如實にこの消息を物語つてゐるものと觀られる。

ホ、連聲相通と五十音圖

已に悉曇十八章と陀羅尼について述べた様に、單音を示し難い漢字を以てした陀羅尼の對註漢字音が、音標文字である梵字の音を表記するのに不適當であったがために、陀羅尼の學習に困難を感じたが、それにも拘ら

ず一方に於ては、陀羅尼そのものが音調を貴ぶ所から、これを讀誦するに當つては、その連聲合呼の音韻變化の法則に隨つて、梵字そのものに表はされてゐない音を讀むことや、對註音に示されてゐない讀法を會得せねばならなかつた。この困難を救ひ學習の便宜を與へるために、日本悉曇に打建てられたものが、五音三内といふ音韻變化の音則に基づく連聲說と相通說とである。

安然は悉曇字母を三内に分類して、大日經疏に「仰等五字各加_ニ上字_ニ以連_ニ前字_ニ皆如_ニ空點_ニ野等_ニ九字以連_ニ前字_ニ前字之音皆如_ニ涅槃點_ニ」（悉曇十二例、大正藏八四、四六二）とある說に基づいて、大日經等の經疏に用例を求めて、日本悉曇特有の三内の空點（撥音の連聲）涅槃點（促音の連聲）の連聲說を立て、悉曇十八章の第十五章は空點の連聲を示したものであり、第十六・十七の兩章は涅槃點の連聲に相當するものであることを教へ、その用例を擧げて陀羅尼讀誦の實際に便したのである。（悉曇藏卷五・大正藏八四、四一六一一八 參照）支那に於ては悉曇字母の五類聲二十五字に、k 喉 c 腭 t・舌 t 齒 p 脣の五音を配當したが、安然は更に支那の悉曇から一步を進めて、五類聲を喉音（喉内）腭舌齒（舌内）脣（脣内）の三内に攝め、更に遍口聲八字を、y h （喉内） y r l , s h s （舌内） v （脣内）として、悉曇字母の體文三十三字を三内に分類した。この三内說は安然によつて見る日本悉曇の特異性の一である。

安然はまた更に、陀羅尼の中には同じ梵字でありながら、或は音を通用したり或は轉じたりして讀まれる例のあることを示してゐるが、安然のこの考は、日本悉曇にいふ三内相通說の濫觴をなすものである。

イとエの通用すること。

諸梵語中伊翳通用或伊處用^レ翳或翳處用^レ伊何以知^レ之且如^ニvi ro ca na^一或云^ニve ro ca na^一。又如^ニsu mi ro^一或云^ニsu me ro^一。又如^ニmi tra^一或云^ニme tra^一。其例巨多其一（悉曇十二例、大正藏八四、四六五）

同行の音に轉呼されること、

是以古今讀^ニ梵文^一者。雖無^ニ三五七九漢字之注^一猶讀^ニ三五七九梵字之轉^一。讀^ニ第三轉^一者。如_下讀^ニpra鉢羅^一呼^ニ比羅^ニ等^上。讀^ニ第五轉^一者。如_下讀^ニtva怛囉^一呼^ニ土囉^ニ等^上。讀^ニ第七轉^一者如（此下恐有脫字歟）讀^ニ第九轉^一者。如_下讀^ニshni瑟泥^一呼^ニ祖爾^ニ等^上。（同書、同、四六四）

三五七九といふのは、悉曇の麼多十二轉の ā ā ī ī ū ū ē aī ō aū an̄ ah̄ の、第三（イ）第五（ウ）第七（エ）第九（オ）の四轉をいふのである。ハをヒと第三轉に轉呼し、タをツと第五轉に轉呼し、シユをソと第九轉に轉呼することを示したものであつて、イエ通用と共に、後の悉曇家が五十音圖の經緯によつて説く同音相通に相當するものである。

反切の國音化に當つて、假名を一定して梵唐兩音を表はす所の指南とし、悉曇十八章の音と韻との綴合の法に隨つて、五十音から成る經緯圖を示して反切を教へた明覺は、梵音陀羅尼を讀誦する場合に於けるその連聲相通を説くに當つても、五十音圖を中心として、その説明の日本化を計り、陀羅尼の學習讀誦に便したのである。

まづ明覺も安然のなした様に、三内の發音口處の相似によつて空・涅槃の連聲を説いてゐるが、その説明は一層進歩したものであり、而も國音化されたものである。即ち明覺は先に示した反音圖によつて一字母の音節を音と韻との所謂反音に分けて、下字の音が上字と連聲する時に、その下字の音の三内によつて、三内の空・涅槃の連聲を呼ぶといふ様に、その用例を陀羅尼に求め、更にこれを國語にも比較してゐる。

問。何故下得_ニka kha等字_ニ上字即成_ニ喉内涅槃點音_ニ、乃至下得_ニma字_ニ上字即成_ニ脣内大空點音_ニ耶

答。凡案_ニ連聲法_ニ上字之終先得_ニ下字前半之聲_ニ也。所以ma字摩音_ニマムア_{ナリ}。故與_レ之相連字先得_ニ前半音_ニ故

a ma字成_ニ基摩音_ニ sa ma字成_ニ三摩音_ニ歟。若此ma字摩字ハ云ハフア音也。故與_レ此相連字成_ニ脣内涅槃點音_ニ。

(悉曇要訣卷一・大正藏八四、五〇八)

次に明覺は相通を説いて、安然がイエ通用・三五七九の通用といつた五音同行の同聲の通用の外に、同韻の相通のあることを述べて、この相通の理を示すために、伊呂波四十七の國音を、十八章の經緯綴合の法に隨つて音圖となし、この五十音圖の經緯即ち聲(同行)と韻(同列)によつて、相通のあることを教へてゐる。

問。此等諸字音相通事文證雖_レ明而理未_レ明。何故相通耶。

答。本朝有_ニ四十七字_ニ爲_ニ一切字母_ニ。以_ニ梵文意_ニ竊案_ニ之。以_ニ九字_ニ爲_レ經以_ニ五字_ニ爲_レ緯織_ニ成四十五字_ニ。加_ニ四十五字中二字即成_ニ四十七字_ニ也。此中五字如_ニ梵文a等十二音_ニ。九字如_ニka等三十四字_ニ。五字者。一ア。二イ。三ウ。四エ。五オ也。九字者。一ヤ。ニカ。三サ。四タ。五ナ。六ラ。七ハ。八マ。九ワ也。梵文既三

十四字爲經士孕爲緯織成四百八字。和言豈無經緯耶。今和言副梵字。令知音響之同矣。

a i u e o

ア イ ウ エ オ 已上五字但爲諸字通韻

ya yi yu ye yo ha hi hu he ho

ヤ イ ュ エ ョ カ キ ク ケ コ

sa si su se so ta ti tu te to

サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト

na ni nu ne no la li lu le lo

ナ ニ ヌ ネ ノ ラ リ ル レ ロ

pa pi pu pe po ma mi mu me mo

ハ ヒ フ ヘ ホ マ ミ ム メ モ

va vi vu ve vo

ワ キ ウ エ ヲ 已上四十五字經緯相成矣

三朝之言一言未出於此五十字矣。豎讀五字爲紐。橫讀九字爲韻。大唐天竺於此韻紐音或有通用。本朝或有通用時。(悉曇要訣卷二・大正藏八四、五二九一三〇)

陀羅尼の讀音の實例から、安然が幻げながら示した梵音の相通を、明覺は五十音圖の經緯によつて、これを理論付けたのである。明覺はこの五十音圖の經緯によつて同聲同韻の相通の理を知らしめ、更に「今引新譯古譯經論」(大正藏八四、五三〇)として、同聲同韻の相通の類例を擧げてゐる。

同聲相通として擧げるもの

āā通用證 īīēai通用義

ūūōau通用義

同韻相通として擧げるもの

幾 只(キ) シ 二音相通證——口處相似

昆 隨(ビ) ジ 相通證

他 社(タ) サ 相通證——口處相似

也(サ) ャ 相通證——口處相似

波 和(ハ) ヲ 相通證——口處相似

摩 婆(マ) バ 相通證——口處相似

那 na ラ 相通證

多(na)

タ

相 通 證

多羅(タラ) 相通證——口處相似

若擎那(シャニヤナ) 三字通用證——シャニヤ 口處相似

安然は悉曇字母を三内に分類したが、その分類に随つて、音圖十行の十音を三内の次第に排列すると、明覺のこの音圖に見る様な、アヤカ(喉内) サタナラ(舌内) ハマワ(脣内) の音圖の緯次が出来る。明覺が同韻相通の證の中で、口處相似と言つてゐるのは、發音口處の相似によつて相通の生ずる理を認めたものと觀られるものであつて、明覺はこの三内の連聲相通の理を知らしめるために、五十音圖を用ゐたものと言ひ得る。同聲相通のイエ相通、ウオ相通は後の悉曇家が、五十音圖の同行五音によつて、二(イ) 四(エ) 相通、三(ウ) 五(オ) 相通と稱するものである。要するに明覺が五十音圖を用ゐたのは、前に述べた様に、反音作法といふ國音化された反切をなすためと、今こゝに言ふ連聲相通の理を國音を以て示すために、音圖の經緯を利用したのである。

永萬二年(一八二六)興福寺沙門兼朝が悉曇反音略釋を著はして、その巻頭に「夫反音兩字内外書中處々雖レ有而諸道家未詳其義、大日本國賀州明覺爲之略作法、舉世用之。」として、支那の反切法から國音化された明覺の反音作法を略作法と言ひ、明覺がこの法を案出するや、世を擧げて用ゐられたことを言つてゐるが、これに據つて、今まで述べて來た所と較べる時は、五十音圖を用ひて反切を日本式に考案したのは、まづ明覺に成るものと觀られる。また其の相通説も寛智の悉曇要集記の奥文に見るものと共に、明覺や寛智の頃を程遠く遡

らない時代に成つたものと觀てよい。明覺以後の悉曇家には、反音を説き相通を示すものが多いが、明覺の説に影響されたものを多く觀る。明覺が五十音圖を用ひて反音・連聲・相通を説くことを始めてから後には、兼朝は略作法の釋である略釋を著はして、明覺の紕謬を正さんとし、或は心蓮（一八四一）の悉曇句鈔や、寛海の悉曇相傳（一八六二）に見る様な反音圖が著はれ、それが遂には、承澄の反音鈔（一八九二）や、心空の法華經音義に見る様な、五十音圖の使命、即ち音圖成立の目的である反音・相通の理を、一圖に示した五十音圖が生ずるに至つたのである。

三 五十音假名反圖

山田孝雄博士はその著「國語學史要」及び「五十音圖の歴史」に、明覺も反音作法に「此反音法儒道中絶矣」といつてゐる様に、反音の法は元儒家に端緒を發し、五十音圖は漢字の反切のために作られたものであるとの説を立てられてゐる。成る程、紐聲・雙聲・疊韻といふ支那の反切法が、古くから儒家に傳はつてゐたことは、空海の文鏡秘符論や、安然の悉曇藏等の記載によつても知られる所であるが、これを以て直ちに、明覺のなした様な音圖を用ひて漢字の反音を示す法が成立したとは結論し難い。なほ博士は、五十音圖が悉曇から成つたものでないといふ理由として、五十音圖が悉曇字母から成つたものであるなれば、悉曇字母の排列に隨つた經緯の音圖が、その初からあるのが當然であるが、然るに初期の音圖を見ると、經緯の次第が區々であり、而も現

存最古の音圖と思はれる孔雀經音義の末尾に載せる音圖を初として、或は教長の古今集註や、顯昭の日本紀和歌註などに見る様な悉曇字母から生ずる經緯とは違つたものがあるから、五十音圖が悉曇から成つたとは言はない、音圖は反切のために成つたものであるから、漢學者などの間から生じた音圖が古くからあつたものを、後にそれが悉曇にまで應用されることになつて、その用ゐる悉曇字母の排列によつて、現行音圖の様に整理されたものだ、と言はれてゐる。が、然し、この論も亦、古來已に反切のために音圖が出来てゐたものとするならば、悉曇家もこれを用ゐ、隨つて我が國の音圖の經緯は鎌倉に至るを俟たないで、早く一定したに違ひないといふ逆な考も成立することなるから、一概に定め難い論である。橋本進吉博士はこの點を顧慮してか、漢字の反切のために音圖は出來たのであるが、反切のためには、各行の假名が皆同様の順序に並んでゐることだけが必要なのであつて、行と行の順序も、行中の假名の順序もどんなでもよいのである。又實際用ゐる場合には、反切の上字と下字とに關係ある二行だけあればよい、古代の五十音圖に、行や段の順序がさまぐになつてゐるもの、又古書に二三の行だけ見えて全部揃はないものがあるのも、かやうな理由による（日本文學大辭典、五十音圖）と言つて居られる。

五十音圖が反切のために成つたといふ、音圖成立の目的については、共に相等しいものを見出したが、果して五十音圖は漢學者から出たものであらうか、少くとも五十音圖と反切、反切と儒家といふ論法を以て、五十音圖は儒家から出でたとする論理は、その小前提の特稱なる所に過誤がある。反切は儒家のみの専用ではな

い。反切法を傳へて國音化した所に五十音圖が生れたのである。當時その國音化の必要に迫られたのは、儒學を家業とする儒家ばかりではなく、寧ろ四姓出家の誦呪祈禱を事とせねばならなかつた呪僧にあつたものと思はれる。この必要に迫られて悉曇を學習する上に、反音・連聲・相通を會得する便法を考案するに至つたことは、極めて當然な經路であると言ひ得る。この意味から音圖成立の來由を決定する上には、更に假名反の出所に關聯する假名反の術語の成立と、音圖の經緯の區々なる所以とについて論究せねばならぬ。

悉曇で反音といふのに對して、後世の儒家や韻鏡家が五十音假名反と稱してゐるものがあるが、この法も悉曇の反音と同様に、五十音圖を基として成立つてゐる支那反切法の國音化されたものであつて、共に假名反法である。五十音圖を稱して五十音假名反圖と言つてゐるのも、この消息を傳へたものに他ならない。五十音假名反の名稱を用ゐたものは、今日他の文献の現はれない限り、明魏の倭片假字反切義解が最古である。ここで、この假名反法が明魏時代の作であるか、或は古くから儒家に傳へられたものであるか、といふ事が漢字音の反切のために作られた音圖が、漢學者の家に傳へられてあつたかどうかといふ、五十音圖の成立に關係することなるが、これを證明する直接の文獻の現はれない以上、この假名反法の術語ともいふべき、反切の基準を教へた語の成立によつて、五十音假名反圖の成立年代を窺ふより仕方がない。

今その術語を示すと、

上父字行_レ堅 下母字行_レ横、其隅生_二子字_一

例 伊上父和下母反レ阿隅子 亦也上父字下母反レ勇隅子

横行歸ニ父字一堅行歸ニ母字一其歸生ニ子字一

例 阿上父和下母反レ阿歸子 亦也上父勇下母反レ勇歸子

(群類一七・九三四)

まづ、上父字下母字及び子字といふ名稱についてあるが、元代に成つた韻會には
反切一音展轉相呼謂之反亦作翻切謂一韻之字相摩以成聲謂之切以レ子呼レ母以レ母呼レ子也

(韻鑑古義標註上・八左)

とある。標註の著者河野通清(健窓)は、韻會のこの説に隨つて、反切の上下の字を母字といひ、歸納された字を子字といふのであつて、上字を父字、下字を母字として歸納の字を子字することは、自性師の悉曇鈔からの誤解に出づるものとしてゐる。

若呼ニ上字一爲レ切分ニ呼下字一爲レ母謬之甚矣然本朝古來不レ辨レ之偶韻鏡專門徒以ニ上切一爲ニ父字ニ下韻吸一(呼ノ誤カ)爲ニ母字一本是由レ誤ニ解自性師悉曇鈔ニ乎(同書上・九右)

自性上人とは信範に悉曇を相承した我寶のことであつて、我寶に悉曇を相承したのは篋印である。我寶の悉曇鈔を未だ尋ね得ないが、古義標註(上・九右)に

本邦人皇九十二代後伏見院正安年中楨尾、自性我寶編悉曇鈔云東德紅反トイフノハハシノ父聲也下紅字喻如レ母韻也東字如ニ父母和合生ニ子依レ之梵音反切様聲體似レ父響用似レ母也然ki字子體ka父i點母也似ニ父及母ニモモ

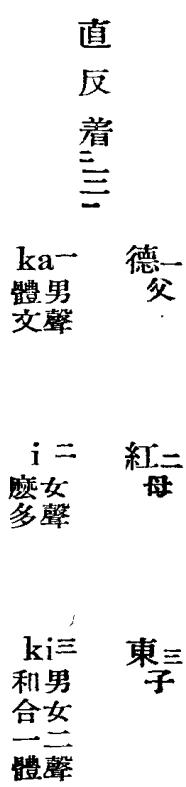
變音亦別也

として引用するのを見ると、いま高野山金剛三昧院本「正安元年自八月廿一日至九月廿六日 上人篋印」と奥書のある、悉曇問答の記載と殆んど同じである。

問ka i呼反音ki讀付此等有由歟 答我古德明覺云東德紅反上德字如父聲也下紅字如母韻也東父母和合如レ
生子已上 依之梵音反切樣聲體父似響用母似而ki字子體ka父也イ點母也父母似而形カヘリ音別也（卷五）

古義標註の引用は「東德紅反」からであつて、「答或古德明覺云」までが無いが、その奥書からも兩書は異名同本であると思ふ。悉曇問答によると、上字父字下字母字生子字 の語は明覺以來の傳承となるが、明覺の悉曇書中には管見に觸れないが、或は斯うした説が、支那反切法の國音化の第一人者である明覺の説として、口傳されたものではなからうか。

正安元年より十五年前の弘安六年に成った、我寶の悉曇の師である信範の調聲要訣抄の附圖には、



とある。

河野通清は韻會の説に隨つて、上父字下母字とすることの誤りであることを力説したが、信範の當時、即ち

支那の宋末から元代にかけても、已に反切の上下を父字母字と呼ぶことがあつた様である。北宋の司馬光の作と稱せられる切韻指掌圖には、「切脚如_下德爲_レ父紅爲_レ母德紅反切卽生_中東字_上」とある。この指掌圖について大矢博士は韻鏡考（第十七章）に、司馬光より百四五十年後の南宋の景定年中の偽託の書であると断ぜられたが、この説によると、景定年中は我が國の文應元年（一九二〇）から文永元年（一九二四）に相當するから、切韻指掌圖は信範の當時の成立となる。信範の九駢十紐圖私釋（卷下）には、上記の切韻指掌圖の文を引用しゐる。明代に入つては、楊慎（一二四八）の升庵全集（卷七一）僧真空の貫珠集等にも、上字父字母字の語がある。まづ以上によつて、上父字母字下母字母字の語は、支那の反切の影響を受けて、信範の時代に於て成立したものと觀ることが出来る。

次に、横行堅行の語であるが、五十音圖について堅横の語を用ゐたのは、明覺が悉曇要訣（卷一・大正藏八四、五三〇）に五十音圖を示し、「堅讀_ニ五字_ニ爲_レ紐横讀_ニ九字_ニ爲_レ韻」と、音圖の堅を紐とし、横を韻と言つたのが最古の様である。明覺のこの考は空海の文鏡秘符論に負ふ所があると思ふ。即ち

郎朗浪落。	黎禮麗捩。	剛剛鋼各。	笄併計結。
羊養恙藥。	夷以異逸。	鄉嚮向謹。	奚奚哩纈。
良兩亮略。	雖邇晉粟。	張長悵著。	知知智窒。

と 同聲の四字を 平 上 去 入 の四字に次第した十二行を擧げて

凡四聲堅讀爲レ紐橫讀爲レ韻亦當行下四字配_上四字卽爲_二双聲_ト若解_ニ此法_ヲ卽解_ニ反音法_ヲ

(文鏡秘符論卷一・三右)

四聲の四字を堅に讀む（五十音圖十行を堅に讀む）のを紐とし、同平聲の四字を良離張知、同上聲の四字を兩麗長仰などと横に讀む（五十音圖の五段を横に讀む）のを韻といふとあるが、明覺はこの支那の沈約の四聲譜による秘符論の說を、五十音圖の説明に當てたものとも觀ることが出来る。

さて明魏が假名反の法を示して、上父字行堅 下母字行橫 其隅生子字としたのは、明覺が反音作法や梵字形音義に示した様に、上下二字の中で、上字の初の假名の屬する音圖の堅行に於て、下字の假名と同韻の字を求めるることを、上父字行堅といひ、上字の屬する行まで下字を動かして、その行に下字と同韻の字を求めるこ_トを、下母字行橫といふのである。この様にして、明魏が例示するア行の伊とワ行の和の上下二字が位置を居替_{スエカヘ}（反音鈔・悉曇初心鈔の用語）その隅に阿の子字を生することを、其隅生子字といふのである。信範の師である承澄は反音鈔に、德紅反東の例によつて明確にこの法を教へてゐる。

正紐者合_セ反_テ二字成_{スル}一音也假令東字德紅反以上字首假名呼ニ五音當句行搜_ヲ下字首假名之響所_ヲ先呼一當_テ五音之中_ニ取出同韻之字居替本體之字也上字者爲レ呼ニ五音兼又輕重清濁依_ニ上字_ニ下字者爲定ニ四聲_ニ故云平上去入依_ニ下字如_ニ東字者以上德字呼置タチツテト五音呼ニ下紅字首假名コ字得ニヲ韻先タチツテト中求ニヲ韻_ヲト字是也仍去レコ替レト紅字ウ上替ニ置之得ニトウ音德字輕清故東字輕清也紅字平聲故東寺平

聲也四聲諸字皆可例知惣是反音之大綱耳

また平安朝末の心蓮の悉曇句鈔或は寛海の悉曇口傳にも「反音付口傳」として、反音鈔と同様なことを説いてゐるのを観ると、明魏のいふ其隅生子字といふ反音の法は、悉曇家の反音作法にも紐聲反として傳承されたものであつて、而も早くから漢字の反切法から脱化して、假名反法に轉じてゐることを知る。文明十七年堯識の書寫である高野山高剛三昧院藏の五韻反（附記、岡井慎吾博士著日本漢字學史には薩摩の人任堯が書付けたものとあるが、これは奥書に、文明十七年二月廿九日薩州住堯識之とあるの誤讀である。堯識は良識と共に金剛三昧院良恩の弟子であつて、本書の表紙の梵署名によつて堯識^{ヨウシキ}と讀むべきで、終の之の字は古寫本中署名の下に往々見受けられるものであつて、傳領、記し傳へるの意である）には、

五韻内（五十音圖のこと）四角ワタリテ尋ニ本韻^ヲ四聲清濁合成^{スヘル}也是又直讀倒翻可有者也（紐聲反事）

として、四角ヘリタリテの語を用ひ、又東寺本反音鈔秘々の同條下には、

五音内角違尋ニ本韻^ヲ四聲清濁合成^{スヘル}横對坐堅双聲故角違紐聲反是又直讀倒翻可有也 私云ga^トha^ト讀直讀也ha^ヲga^ト讀倒翻也

とあつて、角違の語があり、紐反と名付ける理由をも示してゐる。四角・角違の語は、明魏が假名反に隅生子字とした隅の語に當る。

次に明魏のいふ 橫行歸^ニ父字^一 堅行歸^ニ母字^一 其歸生^ニ子字^一 の語であるが、歸といふ語は反と同様にカ

ヘルの意であつて、言はゞ反音鈔や初心鈔にいふ居替スエカヘと同義に觀られる。この歸の語は心蓮の悉曇句鈔にも、アイウエオの五音にカヘルことを歸本といひ、他の九行にカヘルことを歸末として用る、承澄の反音鈔にも同用されてゐる。

悉曇家はこの反音法を雙聲反として、空海の反クウカイ海カイの類を指してゐるが、上下反音の理法は紐聲反と異なる。即ち上字の初の假名クを、下字の初の假名のカの響を取つてカとなし、これを下字の韻と合成してカイの反音を求める法であつて、たゞ上下の二字が五十音圖の同行即ち同聲の字である所から、雙聲と稱したまでもある。クウカイの反が、母字であるカイと反音されることを堅行歸ニ母字ニといふのであつて、明魏はこれを也勇反ユウ勇反ヨウの例で示したのである。横行歸ニ父字ニは、悉曇家のいふ雙聲疊韻反に相當するもので、上下の二字が五十音圖の横行同韻の字である時は、上の父字に反音される法である。明魏のいふ「阿和反は父字の阿に反る」はその例示である。明魏がこの假名反に用ゐた「堅行歸母字」「横行歸父字」の術語も、悉曇家の中に類似の語を使用したものを見る。東寺本反音鈔秘々に、

一雙聲反事 私云橫歸ニ本字ニ堅留レ終

とある。本字とは父字であり、終とは母字である。而もこの語は私云とある所から觀ると、本書の講述者或はその筆者の創意に成つたものと思はれる。本書と内容を等しくする五韻反にはこの私云以下の語がない。この明魏の用ゐた假名反の術語と類似の語を發明した反音鈔秘々の成立年代が、明魏の假名反の成立に關係を持

つことゝなるが、五韻反も反音鈔秘々も共に述者或は傳授の次第を知る由がないから、今兩書の内容から略々その成立年代を推定することゝする。

東寺本反音鈔秘々には、反音の門法を擧げる前に、五韻反には記してゐない反音の大綱を示し、反音の必要を述べた序の如き部分が附加されて居り、また反音各項目の説明に於てもその順序を異にし、五韻反には見られない所々の字句の附加があつて、一層と叙述説明の整つてゐることが窺はれる。恐らく金剛三昧院本の様な傳書があつて、その傳授に當り、私云の様な多少の附説が行はれたものが東寺本であると思ふ。但、以上の相違の中で、東寺本の序文に類した附説が吉野朝に入つてからのものであることだけは確實に言ひ得る。即ち文中に

ka^{カイ}_i 反生^{ハキ}_ニ 字^{カノ}_ニ ka^{カノ}_i 字父形也^{ハノハノ}_i 字母姿也爲^{ハキ}_ニ 反出^{ハキ}_ニ 字^{カノ}_ニ ka^{カノ}_i 字子形也

とあるが、これは前に引用した我寶の悉曇鈔や、僧行印の悉曇問答の記載と相通するものがある。またこの序の中には、元應の末に醍醐寺の座主となり、元亨二年東大寺に住した鷹司關白基忠の子、聖尋の聖尋集の文を引用することゝに較べて、以上のことことが確かめられる。この點から觀て、或は本書に見るその他の附説も、この當時に行はれたものではなからうかと思はれる。斯く考へることによつて、東寺本の附説と明魏との時代的關係も近接することゝなるが、これ等の附説の無い五韻反の成立年代も、その内容から觀て、これを明覺以後の反音作法の推移に較べる時は、早くも鎌倉期の初頭といふことになるが、恐らく信範の後、悉曇初心鈔や悉曇問答等の著はされた元應前後の成立であると思はれる。

韻鏡の我が國へ傳來したのは鎌倉期の初頭であつた様であるが、一方支那に於て、漢字音の變遷と共に、その音を表記するために複雑な反切門法を必要とするに至つたのも、宋以後であつて、恰も我が國の鎌倉期の前後が最も複雑な反切門法を生じた時である。即ち宋の王宗道の切韻指玄論の八目、元の劉鑑の切韻指南の十三門法、明の僧真空の玉鑰匙門法の二十門法等にその一斑を窺ふことが出来る。然るに我が國に於て、梵音陀羅尼を誦呪するといふ實際問題に迫られて、支那の反切法から考案した反音作法に、漸く複雑な作法を生ずるに至つた時代も、矢張り支那の反切門法に複雑を來たした鎌倉期の前後であるが、この時代に成つた悉曇書の中に、以上の様な明魏の假名反に用ゐた術語に類似する用語を見出したことは、この假名反法出現の由來を示すことゝなり、この假名反法出現の由來を知る時は、五十音假名反法の術語をよしや明魏が作爲したとしても、明魏が亦これらの影響を受けないと觀ることは出来ぬ。或は然うではなく、この假名反は五十音圖と共に吉備直備が作つて、それが古くから傳はつたものとするなれば、こゝに當然考へられることは、從來の悉曇家もこれに觸れたに違ひないとせねばならぬが、然るに明覺以後の反音作法の推移に知られる様に、鎌倉期に至るまでは、明魏の用ゐた様な類似の術語を見出さない。寧ろ反音鈔秘々に「私云横歸ニ本字ニ堅留レ終」の語がある私云として、この時に初めて使用されてゐる消息からこれを窺ふ時は、明魏の用ゐた假名反の術語は、從來には無かつたものと觀ねばならぬ。反切義解に見る假名反の術語は、悉曇家の反音の説明から明魏あたりが立てたものと思はれる。その假名反の法も、全く悉曇家のいふ反音作法に負ふものであつて、その成立年代は、平

安末の心蓮から鎌倉の承澄・信範を経て、我寶・篋印・正智房或は東寺三寶（賴寶・呆寶・賢寶）等といふ悉曇家の輩出した、鎌倉末の元應の頃から吉野朝頃までの所産であると思ふ。

かく五十音假名反圖の成立を考究することによつて、假名反法が悉曇の反音作法に通ずるものであること、その術語と類似の用語を悉曇家の反音の説明に見出したこと、或はその成立の時代を知る時には、假名反は漢字音の反切のために儒家が創めたものであるとは一概に言ひ得ないし、勿論儒家の専用である所以も見出し得ないし、隨つて現行五十音圖は、儒家の創意に成つた音圖が悉曇にまで應用されること、なつて、次第にその悉曇字母の排列によつて現行音圖の經緯の次第に整理されて行つたものだ、といふ世の學者の五十音圖の悉曇來由説の否定説は、成立し得ない運命に逢着するの已むなきに至るのである。

四 音 圖 の 經 緯

今こゝに音圖の經緯を論究するに當つて、その資料として、大矢博士の「音圖及手習詞歌考」、山田博士の「五十音圖の歴史」に見る音圖に、管見に隨ふものを加へて、概ね安永四年（一四三五）宣長の字音假字用格に至るまでのものを集めて表に示すこととする。奥書や刊記によつて著作年代を知り得るのはその年次に隨ひ、その不明なものは著者の年代によつて凡そその年次に並べた。中には若干の不明なものもあるが、學者の説に隨つて凡そその年次に置いた。専ら音圖の經緯を知るために集めたものであるから、完全な音圖として擧げてゐない

ものでも、音圖の經或は緯を知る材料となるものは、これを收録して、喉音三行の分別の欄に○印を附してこれを註記した。反音を記してゐるものは、暫らくカの一音についてその反音を示し、喉音三行のイエオの分別と共に参考に供した。名稱の欄は音圖の名稱であるが、名稱として用ゐたもの、或は音圖の前後に記す文中から、名稱に類する記事のその要を取つて記したものである。經緯の欄にその經緯を示さないものは、現行音圖の經緯と同一なもので、記載を省略することとした。同一の書に多様な音圖を示すものは、その總ての經緯を記し、更に著者が經緯について註記するものは、これを()内に示して名稱欄に置いた。

五 十 音 圖 經 緯 表

代書名	書名	著者・筆者	年代	經	緯	喉音三行	反音	名稱
1	孔雀經音義			一六四 一六五	キコカケク キシチイミヒキリ	○		
2	悉曇要集記	寛智	一七〇四 一七〇三	アイウヲエ				
3	悉曇五音鈔	明覺	一七〇三 一七〇二	アハタカサラナワヤマ	ア	ヲ		
4	反音作法	"	"	(梵字)	ヲ			同韻者
5	同 (反音圖)	カサタナラハマワヤ		五音				
		カクア						

															梵字形音義(享保本)	6				
															ア可左多那羅波摩和夜	二七五				
															アヤカサタナラハマワ					
															アカサタナラハマワ					
															本朝假字	已上五十字				
16	悉曇句鈔	15	密宗肝要抄	14	九弄圖聞書	13	四聲五音九弄反紐圖	12	袖中抄・假名日本記	11	古今註	10	法華經單字	9	悉曇要訣	8	同 (保安本)	7	同 (建長本)	6
心蓮	宗命集	教尋?	教尋	顯昭	教長	實俊寫	一七五〇	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	
八四二	アカサタハヤラマナワ	八三三	八〇一	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	力キクケコ	
アチ	和阿遠於ヲ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
カク	キアカカ																			
五音				横則依五音等以取字	角徵羽等五音五聲	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	五音	

27 悉曇秘釋字記	26 悉曇相傳	25 同 (懷中)	24 二中歷 (掌中)	23 同 (第四圖)	22 同 (第三圖)	21 同	20 五韻次第	19 法華經音	18 管絃音義	17 悉曇反音略釋
定 尹 寫	寬 海 所傳		三善爲康				良 源 傳	唯心房 傳	涼 金	兼 朝
一八二	一八三								一八四	一八五
アハタカサラナワヤマ	アカサタハヤラマナワ	アタナカマサラハヤワ	アカタラサハナワマヤ	アカワサヤハマタラナ	アナマラヤワカサタハ	アヤラ・ワカハマ・ナタサ	阿字伊乎衣 阿詞和沙耶婆摩羅多奈	阿可左多波野羅和麻那		
(梵字) ヲ	ア ヲ	○	○	ワ ヲ	ヤ ヰ	ヤ ヰ		和阿 於乎	ア 汙	ア 汙
	カ ク キ ア カ カ ア						カ ク ア		カ キ ア	カ キ ア
五 音	五 音			(相通反切)	(九界九音)	(清濁相通)	五 韻 次第	五 音 通形	(十界)	五 音 亦 名 爲 字 母

36 調聲要決鈔	35 悉曇私抄	34 同 (佛教全書本)	33 同 (博物館本)	32 同 (金剛三昧院本)	31 反音抄 (東寺本)	30 具注曆 (反音抄)	29 梵字口傳	28 同 (最深秘抄)
〃	信範	〃	〃	〃	承澄	深賢寫	元九	アカサタラナハマワヤ
一九四三	一九二〇	アカサタナハマヤワラ	一九二六	アカサタナハマヤワラ	一八九三	アカサタナハマヤワラ	一八七四	アカサタナハマワヤ
○								アカサタナハマワヤ
和阿	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
於於	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
	・	カ ク ク ア カ ア	キ キ キ ア カ ア	ヤ ヤ ヤ ア カ ア	〃	カ ク ク ア カ ア	五音	五音
五音紐聲双聲疊韻決	我朝所用五音	五音	五音	五音	五音			五音

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
同 (第二圖)	悉曇問答(第一圖)	悉曇輪略圖抄	書圖	讀經口傳明鏡集	能譽	一九四	阿訶和沙耶婆摩羅多奈	力タハサヤワナラマ	ア	ア伊宇依於等五韻 (九識)
	僥印寶 聞書	了尊	一九七	アカサタナハマヤラワ	アカサタナハマヤラワ	一九五	力ア・サヤ・タラ・タナ・ハマワ	力タハサヤワナラマ	ヲ	(十界)
	一九五八	力サタナハマヤラワ	○	アカサタナハマヤラワ	アカサタナハマヤラワ	一九四	アカサタナハマヤラワ	アカサタナハマヤラワ	ヲ	(九識)
○	ワアエ(エ)ヲ	和阿 於乎	ワア オヲ	○	ワア牛 エヲ	ヤア牛 オヲ	ヤア牛 ヲ	ア	ア	ア
		力 クア ワ	キ カ カ				五音		ヲ	
		五音 (九音)五音	聲字實相事	五音 (明覺反音作法)			五音 (五音五十字互具一字事)			

55	54	53	52	51	50		49	48
假名遣近道(林崎本)	田中本反音作法	天文本倭名鈔(字切)	反音(文字反)	同	梵字一目鈔	(文明十八年寫本)	(文明十年寫本)	同(第三圖)
勝明 空覺 寫				禪賴 惠寫	一九八三	アカサタナハマヤワラ	アカサタナハマヤワラ	アカワサヤハマラタナ
一九八七	多那加摩作波羅和耶阿 阿可左多那波夜羅和	羅摩阿可左多那波和夜	ア・カタサハナ・ヤワラマ アカサタナハマヤワラ	○	ワヤア エエ クア ワ	ワヤヰ エオ キカ ヤ	ワヰ エオ キア ヤ	ワイ エオ キヤ
ヤ エ				(十四音)	五音 拗直二音不相離等	五音 大小五音相通相同	五音	五音字
音連聲相通		字切	五音云者					(十界)

悉曇八轉聲鈔 反音鈔秘々 陽春寫 三五七	悉曇字記滅罪鈔 五韻反 堯識寫 三四	韵鏡字相傳口授 六四	倭片假字反切義解 六三	悉曇綱要鈔 知連抄 明魏 二七〇	法草經音義 同書圖 良基 二〇四	二中歷 心空 二〇五	呆寶 二〇三	悉曇八轉聲鈔 二中歷 心空 二〇五	道玄 五六 アカサタナハ(梵字) ○
ワヤアヰ エエヲ	ワヤア エエヲ	ア	ヤアイ エオヲ	○	ワヤアイ ヘヘヘヲ	ア	○	ワヤア エオヲ	ア エヲ
五韻十響			倭片假字反切音義 假字畫解	a i u e o ヤイユエヨノ五韻	五韻 (三内) 三内五音互具相通圖				アイウエヲノ五音 アイウエヲ等ノ五音

75	74	73	72	71	70	69		68	67
梵漢對映集	悉曇空英記	大五韻本	同 (第二圖)	悉曇十二通切紙 (第一圖)	同書圖	悉曇十通切紙	同 (第四圖)	同 (第三圖)	悉曇字記鈔(第一圖) (第二圖)
向鎮西一入流傳	空英 聞書	(梵) ソンジュン 寫	盛雅 所傳	心憲覺相傳 ヨリ 三七	二七	アカヤサタラナハマワ	アカヤサタラナハマワ	アカヤサタラナハマワ	智學寫
三八三	三四六	三全	二七	アカヤサタラナハマワ	○	アカヤサタラナハマワ	○	アカヤサタラナハマワ	三天
ワヤア エオ オ	ワヤキ エオ オ	アキ エオ オ	ワヤキ エオ オ	(梵字)	アイ エオ	五音	ノ	アキ エオ オ	アキ エオ オ
カ クワ ワ	カ クワ ワ	キ キワ ワ		三內各別相通事		五音	五音事	カ キイ ヤ	悉曇內證相應事
拗直二音者	五韻十行			五韻大事			(十四音)	五韻事	

86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
和字正濫鈔	悉曇三密鈔	假名字例	悉曇初心鈔	法華經音義	悉曇十八章私建立	韻鏡開壺	指微韻鏡	韻鏡圖	同	寛永板韻鏡
契冲	淨嚴	成員	澄禪	了性房	宥溯			本濃寺僧?		宗仲
三五三	二四三	二三八	二三二	二三九	二三六	二三九		二〇八		三八八
ワア オヲ	ワア エオヲ	ワアイヰ エエヲ	ワア オヲ	ワヰ(エ) エヲ	ワヰ(エ) エヲ	ワヰ(エ) エヲ	ワヰ(エ) エヲ	ワイ	○	ワヤア エヲ
	カ 拗音十二ノ	カ キワ	カ キワ	カ キワ	カ キワ	カ キワ	カ キワ	カ キワ		カ キワ
五十音 同韻相通	五五韻三內 相通橫各行五韻	五音五位	拗直三音事	五韻	悉曇五韻相通圖	直音拗音圖	五音五位之次第	直音拗音圖		五音五位之次第

97 東韻譜	96 同	95 和漢三才圖會	94 和字解	93 日本釋名	92 同	91 校正韻鏡	90 要悉曇麼多體文初學考	89 悉曇字記指南鈔	88 悉曇麼多體文	87 五十字母黯推
白石		良安	"	益軒			賢隆	盛典	源昭	曇寂
三七九		三七二	"	三五九		三五七	三五六	三五四	三五三	一
		アカヤワ・サタラナ・カ・サ・ハマ		アワヤ・サタラナ・カ・サ・ハマ						
ワヤヰヰ エエオチ	○	和耶伊爲 江惠於遠	ワヤヰヰ オチ	ワヤヰヰ オチ	○	ワア オチ	ワア オチ	ワア オチ	ワア オチ	和阿 於於
カクワ キヤ		カキワ				カキワ	カキワ	カキワ	カキワ	カキヤ
五十母字舊譜		五音縱橫相通圖	横縱の相通	和音五十字			五韻	明流派五韻者	五韻	五十字母

103 字音假字用格	105 語意考	104 同書圖	103 悉曇略解	102 和字大觀鈔	101 和歌童覩鈔	100 日本書紀通證	99 以呂波大概抄	98 ケムペル日本志
宣長	眞淵		性善	文雄	亨辨	士清	一醜軒	二三九一
三四五	三四九		三四三	三四四	三四四	三四八	二三八七	アエイヲウ
			エウノフ エウノフ 舌喉	アカヤ・サタラナ・ハマワ				ヤアヰ ワヰ エヰ
	和也阿 衣延 於袁	ワヤア エア オチ	○	ワア オチ	ワア オチ	ワア オチ	ワア オチ	ワうい ヰ エヂ
				力 クワ		力 キヤ	力 キワ	
			(横三内)	(堅三内)	日本音韻開合假字反圖	五音五位	音韻相通假字反圖	五音圖
		五十聯音						

表中から經次を異にするものを擧げると、次の五種がある。

イ、經次の異なるもの

孔雀經音義 キコカケク (イオアエウ)

悉曇要集記 アイウヲエ (アイウオエ)

古今註 (袖中抄等) ラレロルリ (アエオウイ)

管絃音義 アウイオエ (アウイオエ)

ケムペル日本志 アエイヲウ (アエイオウ)

大矢博士は、孔雀經音義・古今集註・管絃音義の經次を異にする理由を説明して、次の様に言つてゐる。アエは張口呼の音であり、オウイは撮口呼の音であるから、この天然發音の口形の類近のものを大より小に向つて隣接連序するときは、アエオウイとなるが、此の如く順呼するときは、音と音との階節が明らかにならぬので、仍て殊更に張口呼と撮口呼との順序を破つて、連呼上曲節ある様に排列したものが悉曇のアイウエオの經位である。

悉曇 ア(張) イ(撮) ウ(撮) エ(張) オ(撮)

管絃音義 ア(張) ウ(撮) イ(撮) オ(撮) エ(張)

孔雀經音義 イ(撮) オ(撮) ア(張) エ(張) ウ(撮)

古今註 ア(張) エ(張) オ(撮) ウ(撮) イ(撮)

これらは何れも、これを唱へる口調を主として排列した以外に他意はない。但し最後の古今註のアエオウイ

は、全く張口呼と撮口呼とを上下に二分し、韻鏡に見る内外轉の分別と相一致するものであつて、これによつて見るに、古今註の五十音圖は、蓋し音博士の家に傳はれる隋唐將來の音圖であつたかも知れないものであつて、管絃音義や孔雀經音義の音圖とは來由を異にするものと言はねばならぬ。（音圖及手習詞歌考 一五一一七參照）と言つて居られる。

本居宣長は字音假字用格（六）や漢字三音考（一四一一五）に、母韻をイエアオウと次第して、その理法を悉曇、樂家の譜に求めたとしてゐる。

サテ如レ此輕重ノ位ヲ立テ、いえあおうト次第スル事ハ予ガ臆斷ニ似タレドモ下ニ出ストコロノ字音開合ノ圖ト引合セ見テ實ニ然ルヲ事知ルベシ抑萬ツノ音聲ハあヨリ始マリテ此更ハ梵學家ノ常談ナルが信ニ然ルコトナリ漸々ニ轉ゼルモノナルガ其ノ轉ズルトコロオノヅカラ輕ト重トニ分レユクコトナレバあハ輕重五行五位ノ中央ニ在ルコト必然ノ理也且右ノ次第八人々ノ口ニ呼ヒ試テモ知ラル、事也又古ヘヨリ傳ハレル樂家ノ譜ヲ見ルニあ行た行は行ら行等ノ音を用テ其次第八ノ如クいえあおう。ちてたとつ。ひへはほふ。りれらるるト定メテ物ノ音ノ低昂ヲカタドレリ是レ五音ノ位ノ自然ト如レ此ナル故也又十行各五音相通スル中ニ初五ト二四ト三五トハ殊ニヨク通スルモ右の次第二ティヅレモ其位隣近ナルガ故ナリ

（字音假字用格六左一七右）

ア（喉内）を中心としてイウを生じ、更にイよりエ（舌内）を、ウよりオ（脣内）を生ずると説くのは、悉

悉曇の母韻發生論であるが、いま宣長がアを中心とする母韻の發生を説きイ、エ（二四）相通、ウオ（三五）相通、アオ（初五）相通を認めたのも悉曇に學んだものである。

悉曇家ニモえハいニおハうニ攝スルコトアリ自然ニ符合セリ又連聲ノ便ニヨリテ諸ノ字ノいノ韻ハえト聞エうノ韻ベおトキコユル事多シ京師ハきえし榮華ハえゝぐわト聞エ東ハとお公ハこおトキコユルタグヒ也コレラモえハいニ親シクおハうニ親シキユエナリ（同書、一八左）

次に宣長は、母韻をイエアオウと次第することを、樂家の譜に據つたとしてゐるが、樂書の音譜の原理をなすものは悉曇の三内説である。今管絃音義の所説を窮めることによつて、宣長の説に據つて來たる所以を知ることとする。

第一に、樂書に於て喉音を中心とすることは、悉曇三内説の喉内アを中心とするのに等しい。

壹越調呂聲
土音（宮喉音）……中字義者非レ上非レ下而兼レ上兼レ下名也。此土音亦然通ニ四季ニ而王ニ四季ニ故名爲レ一。亦居ニ中央ニ勝ニ於四方ニ故名爲レ越也。……此調子音名レ六者雖々在五音内ニ而猶勝ニ五音ニ是故以レ六名題越ニ五之義也。（管絃音義 群類一二、一一）

第二に、アを中心ニ、イエ・ウオの相對することを述べてゐる。

出東方双調木音之時一生ニ角音以成ニ字詞一

出南方黃鐘調火音之時一亦生ニ徵音以成ニ伊詞一

出西方平調金音之時，生商音以成於詞。

出北方盤涉調水音之時，生羽音以成衣詞。（同書、一五）

アを中心ニウイオエを東南西北の四方に配し、更にこれをイウを陽とし、エオを陰として相對に置いて、イ・エとヴ・オが互に陰陽相對することを說いてゐるのである。

譬如初阿音者以阿音爲中央之中方以牙齒唇舌所生音如次置中央之四方也……所以然者牙齒（ウイ）其體強順惠故以之對陽方唇舌（オエ）柔順定故以之對陰方也。（同書、一六）

第三に、宣長は漢字三音考（二五右）に、イエアオウ・イエアオウと母韻の旋轉することを圖を以て示して、母韻の連續性を認めてゐるが、樂譜にも母韻の連續性を圖示して、「初後不二故無始無終」としてゐる。

（圖を省く）

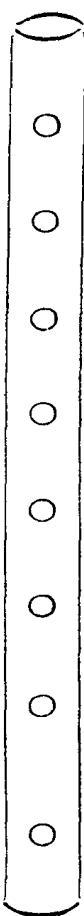
此高下圖者、順右轉時、其音次第漸下、逆左轉時、其音次第漸高、如此輪環、故名高下輪轉圖也、而初後不二故無始無終、高下互具、故無際無限、如來音聲無量無邊、故目蓮神通不知其際、卽斯意也

（同書、二二）

この輪轉圖を右に轉ずるとイエアオウとなり、左に轉ずる時はウオアエイとなるが、宣長の旋轉圖の構想が、悉曇の三内説を基礎とするこの輪轉圖に直接影響されたのを知ることが出来る。

管絃音義は音曲の根本である横笛によつて論じたものであるが、悉曇藏（卷二・大正藏八四、三八二）にも

支那の元造曆を引いて、横笛の譜を説いてゐる。この横笛の説明は、小河上綱承澄の反音鈔や大神惟季傳の懷竹抄（群類一二・六二）に傳へ、圖を以て横笛の譜を説明してゐる。その要を取り、管絃音義に示す母韻に配當すると、



口 次 千 五 上 夕 中 丁六 穴吹尾

宮 梅鹽 商 梅鹽 角 徵 羽 梅鹽宮

調越一 調無上 下 調平 調無下 調雙 調鐘盤 上一

阿 阿屬 於 屬 宇 宇 伊 衣 阿屬阿

(屬阿管絃音義の配當による)

首以下爲頭。秘說也。安然和尙云、
以三本管穴ニ云レ口、其音同レ六

となつて、安然の口傳といふ口宮を喉音アとすることによつて、上下がアとなり、タ徵イと上角ウの中間から折つて、笛の上下を接合する時は、アを中心としてイエアオウ・ウォアエイと輪轉することが、全く管絃音義の輪轉圖と等しい。

これによつて、喉内アを中心とし、三内説を基として説く悉曇の聲音發生の説明と、樂書の音譜とが、全く同一原理に立つてゐることが認められると共に、安然の悉曇藏以來多くの悉曇家が、聲音發生の説明に樂書に

對照してゐる所以をも解することが出来る。音圖の經位五音の次第を異にする一つの理由が、この悉曇の三内說に基づく樂譜に據るものであることは否めない。

第一、孔雀經音義に、イオアエウとアを中心にして次第したのは、後に述べるこの音圖の緯次と共に、その據つて來たる所を、まづ悉曇の三内說に求めたものと觀てよい。

第二、管絃音義に、高下輪轉圖を以てイエアオウといふ母韻の連呼を示しながら、アウイオエの次第を用ゐたのは、前に述べた阿を中心にして、宇(東) 伊(南) 於(西) 衣(北) と四方に配當した様に、東南西北といふ佛家の傳へる稱呼に隨つて ア(中) ウ(東) イ(南) オ(西) エ(北)と次第したものと思はれる。

第三に、教長や顯昭といふ國語學者の用ゐたアエオウイの次第であるが、文献が斷片的であつて、その用ゐた音圖が存在しないから、究明の道が見出し難い。大矢博士はこの圖の特異性を認めて、「蓋し音博士などの家に傳はれる隋唐將來の音圖にても有りけん」(音圖及手習詞歌考一七)と居つて居られるが、これを證明する文献も、何等未だに發見されない。只こゝに管見による資料を加へて推論を下してみるなれば、この古今註等のアエオウイの次第を、悉曇要集記のアイウオエの經次と對照するに、アを別にした四音は、エオウイ、イウオエであつて、全く順逆を異にした一樣の次第である。こゝに於てこの兩者を偶然の一一致とするか、或は他に何等かの據り所のあるものと觀るかといふ疑問が生ずることとなるが、この疑問を説明することが、この經次を異にする所以を解く鍵となるのではなからうか。第四のケムペルの用ゐたアエイヲウの次第を以て、山田博士

が、これは西洋人が改作したか、又は西洋人に教へる時に、彼等の使用するアルベベットの順序によつて改作したものかと思はれる。（五十音圖の歴史、二二〇参照）として居られるが、この推論が許されるなれば、或は今の場合も、次の様なことが考へられるのではなからうか。即ち五十音圖は國語音を表はすために作られたものではなく、國音を表はすものとして當時用ゐられたものは、已に前にも述べた様に伊呂波歌であつた。古來經典等に施すための假名も、伊呂波に準據して行はれて來たことは、伊呂波歌に關する現存最古の文献である承暦三年寫金光明最勝王經音義にも、伊呂波の假名を示すその正題に「先可知所付借字」として、訓點に用ゐる借字、即ち假名を知らすといつて、以呂波等の假名を示してゐることによつても、このことが承知される。なほこの伊呂波歌の使用される前には、阿女都干の詞が用ゐられたと言はれてゐるが、以上の觀點から今こゝに、この國音を示す所の伊呂波歌と阿女都干の詞から次第に母韻を拾つてゆくと、イウオエア（伊呂波歌）アイウオエ（阿女都干詞）の次第となつて、共にイウオエの次第が生ずる。そして悉曇要集記の經次は、阿女都干詞と一致することとなり、古今註等の經次は、伊呂波歌の經次を逆にしたものとなつて、こゝに悉曇要集記や古今註等に見る五音の經次も國音を示す伊呂波歌乃至は阿女都干詞に據つたものではあるまいか、といふ推論も成立することとなるのである。兎に角、文献の存しない今日、この經次を異にする所以を斷定することは許されないが、只こゝに、斯く推論を下すことによつて、古今註等に見る特殊な經次の異なる存在を以て、直ちに五十音圖の悉曇來由説を否定したり、或は隋唐傳來のものによつて成つた音圖があつた、とかいふ世の學

者の推論に、再考の餘地のあることを附言して、後日の論究に俟つこととする。

口、緯次の異なるもの

經次の異なる音圖は極めて少數であり、この音圖が存在した平安朝に於ても、一方には悉曇の麼多の次第に隨ひ、アイウエオの經次を採つた音圖が大多數に行はれてゐて、アイウエオの五音の經次は、已に平安朝に於て大體に一定したものゝ様である。これに對して緯次を異にした音圖は非常に多く、而も平安朝から鎌倉室町を通じ、江戸時代までもこれを見ることが出来る。

表の中から現行音圖と緯次を同じうするものを初として、緯次の異なつたものを年代順に拾ひ集めると次の三十種になる。更にこれを同一な考から成つた緯次と認められる類似のものを、漢數字で示した様に歸納すると○を付した十四種となる。

(アラビヤ數字は、書名を省くために用ゐた表中の各書に付した數字である)

- 一、孔雀經音義 カサタナマハソラ 1
- 二、悉曇要集記 アカサタナハマヤラソ 2 6 23 30 32 35 36 42 45 46 49 51 55 58 59 61
- 三、悉曇五音鈔 アバタカサラナソヤマ 3 27
- 四、反音作法 アカヤサタナラハマソワ 4 10 43 二六、七、五、一六、一七、二五、二八
- 五、同 書 アカサタナラハマソヤ 5 7

六、梵字形音義	七、悉曇要訣	八、悉曇句鈔	九、反音略釋	〇一〇、管絃音義	〇一一、五音通形	〇一二、五韻次第	〇一三、同書	〇一四、二中歴(牛)	〇一五、同書(小)	〇一六、秘釋字記(最深秘抄)	一七、梵字口傳	一八、反音鈔	〇一九、悉曇字記聞書	〇二〇、悉曇秘傳記	〇二一、讀經口傳明鏡集	〇二二、文宇切反	五十音圖の研究
アカサタナハワヤラマ	アヤカサタナラハマワ	アカサタハヤラマナソ	アカサタハヤラマナソ	アカワサヤハヤラワタナ	アヤラワカハマナタサ	アナマラヤソカサタハ	アカワサヤハマタラナ	アタナカマサラハワヤ	アカタラサハナワマヤ	アカサタラナハマワヤ	アカサタラナハマヤツ	アカサタナハマヤワラ	アカサタナハマヤワラ	アカサタナハマヤワラ	アカサタナハマヤワラ	アカサタナハマヤワラ	アカサタナハマヤワラ
53	52	44	41	37	31	29	28	25	24	22	21	19	18	17	16	9	8
				39	33							38		26	14		15
				47	34							40		48			九
					50												

一三

二四、反音作法	タナガマサハラワヤア	54
二五、二中歷	アカサメラナヤワハマ	57
二六、法華經音義	アカヤサタラナハマワ	60
○二七、倭片假名反切義解	アワヤナタラハマカサ	63
二八、悉曇十通切紙	カサラハマワサタラナ	70
二九、寬永板韻鏡	アワヤサタラナカサハマ	77
三〇、和漢三才圖會	アカワヤサタラナカサハマ	96
		二九、三〇
		103

この十四種(○印を付したもの)を、排列の理由によつて類別すると次の七類となる。

一、悉曇字母の次第に排列したもの。 二

二、三内の次第に排列したもの。 四

三、五音の次第に排列したもの。 二七(二〇)

四、十八章の組織の清濁の次第に排列したもの。 八(二二、三)

五、十界九識に配當して排列したもの。 一〇、一九

六、通音によつて排列したもの。 一(一一)

七、その他の三種五圖。 一四、一五、一三

第二類。明覺が4、反音作法にアカヤと次第したのを、9、悉曇要訣にアヤカとしたのは、安然も悉曇字母

を三内に分けるに當つて、「一喉内聲野賀二字：二舌内聲野羅攤等六」（悉曇藏卷五・大正藏八四、四一六）として、野(ヤ)を喉内舌内に亘る音とした様に、明覺も亦「ya野字イア音也故下得此上字即成愛點音也」（悉曇要訣卷一・大正藏八四、五〇九）「又va字有二和音二和ウア也故上字先得ニウ音」（同前）として、yaは喉舌にvaは喉脣に亘る音と考へて、悉曇要訣にはアヤ(イア)カといふ様に、喉内として三音を次第したものであり、また5、反音作法や、7、建長寫本の梵字形音義に、ワヤの二音を最後に次第したのは、悉曇の所謂鹽梅音と稱するこのヤワの二音の特異性を認めて、この二音を最後に區別して置いたものと思はれる。故にこの一類は、アカヤ喉、サタラナ舌に、ハマワ脣、^{喉舌脣}ウヌム空點、^{喉舌脣}クキツチフ涅槃點といふ悉曇の三内の分別によつて次第したものと言ひ得る。

第三類。明魏が63、倭片假字反切義解に、支那にいふ宮商角徵羽の五音を十行に配當して、アワヤ(宮・喉)ナタラ(徵・舌)ハマ(角・脣)カ(商・牙)サ(羽・齒)の次第に排列したものを、アワヤ喉 サタラナ舌に カ牙サ齒音 ハマの二は脣の輕重、といふ五音の記憶歌に隨つて排列したものが、二九と三〇に見る圖である。安然は悉曇藏（卷二大正藏八四、三八四）に、體文五類聲二十五字と遍口聲九字とを、支那にいふ五音五處に攝め、悉曇十二例には、

今智廣云。聲之所_レ發則牙齒舌喉脣等。合于宮商其文各五。大唐宗睿和上說云。五句如_レ次喉脣舌斷脣聲。
眞旦五音謂宮商角徵羽。即是喉脣舌齒脣字。其處音也。天竺五音謂迦左吒多跋。即是喉脣舌齒脣處所_レ發音

也。故宗睿和上說爲允當矣。（大正藏八四、四六三）

として、悉曇字記にいふ體文の五音を支那の五音に比較し考定したが、爾來我が國の悉曇家も、悉曇の音韻説明には常にこの五音説をも用ゐてゐる。いま信範の41、悉曇秘傳記の中に見る圖も、麼多體文を五音に配當して、カア（宮） サヤ（商） タラ（角） タナ（徵） ハマワ（羽） と次第したものである。隨つて一見相違した緯次と思はれる（二〇）も、この類に入れることが出来る。

第四類。悉曇十八章と十四音の項で述べた様に、十八章の第二章以下の章に加へられる、y r i v m n の六音を悉曇字母の中から選んで、特に綴字の基準として用ゐた理由は、信範が言つた様に、この六音はア行母韻と共に、清濁不分明な母韻に近い音であるからである。八と九の音圖がア行の次に、カサタハの清濁を兼ねた清濁分明な四音を置き、次にヤラワマナの清濁不分明な五音を並べたのは、この十八章の組織に基づく清濁の次第に隨つて排別したものである。而もこの八・九の兩種は、僅かにワの一音の位置を轉倒するばかりで、その緯次は十八章の組織次第にに隨つて排列されたものである。想ふに心蓮の悉曇は²⁶、悉曇相傳（或は口傳ともいふ）として寛海に傳はると共に、一方南都法相宗にも影響してゐるから、心蓮の口傳として法相宗にも、興福寺沙門兼朝の17、悉曇反音略釋に見る様な音圖が出でたものと思はれる、兎に角、この八・九の兩圖は多様な音圖の中で、極めて特殊な存在であつて、而も上述して來た様に、十八章と五十音圖との關係を示し、五十音圖が悉曇から成つたものであるといふことを言ひ得る、積極的な證左ともなる大切な存在である。

なほこの清濁の分別から觀ると、(一)の五韻次第の21第二圖も、(二)の3悉曇五音鈔や、²⁷悉曇秘釋字記も、この類に攝められる同類の音圖である。

第五類。この一類は、佛教に於て從來行はれて來た所の、法門の義理を發問應答する論議といふことに倣つて、鎌倉時代になると、悉曇の學習項目に就いて問答する悉曇論議といふことが始まつたが、この論議の發達と共に、從來の悉曇の字義的研究も盛んとなり、一段と密教の教義と結びつけて研究される様になつた鎌倉以後に見られるものである。例へば信範は音圖の緯次に十界・九識を配當する他に、アイウエオの五韻に、法界・大圓・平等・妙觀・成所の五智を配當したり、或は音圖の經の五字に、身・眼・舌・鼻・耳の五根五識を配當したり、音圖の九行九字を、中央四方四維の九所に配當したり、或は密教の胎藏界の中台・四佛・四菩薩の九尊に配當したりしてゐるのを見える。

九識の配當は、ア(眼) タ(耳) ハ(鼻) サ(舌) ヤ(身) ワ(意) ナ(陀那) ラ(頬耶) マ(魔羅) の次第である。

十界の配當は18管絃音義には、

ア佛 カ菩薩 ワ緣覺 サ聲聞 ャ天上 ハ人間 マ修羅 ラ畜生 タ餓鬼 ナ地獄

の配當である。信範は³⁸悉曇字記聞書に、この管絃音義の次第に隨つて音圖を擧げ、音圖の初に「管絃音義配當十界」「私以聲所配當十界」として、私意を以て十界の配當を改めて、

ア佛 カ餓鬼 ワ畜生 サ聲聞 ャ縁覺 ハ菩薩 マ修羅 ラ地獄 タ天上 ナ人間

としたが、48悉曇問答には、この管絃音義と信範の音圖との兩様の配當圖を示して、「十音ヲ十界ノ聲トスル事ハ管絃音義ノ意也十界ハ漢音等ノ聲ヲ梵文ノ十音ニ配ル也此ハ七條ノワタクシ義也」として、十界配當の理由を述べてゐる、信範に悉曇を學んだ了尊の45悉曇輪略圖鈔に見る十界の配當は、また相違するものがある。

ア地獄 カ佛 サ菩薩 タ聲聞 ナ人間 ハ縁覺 マ天上 ャ餓鬼 ラ修羅 ワ畜生

これによつて觀るに、この一類の配當次第は前の四類の様な根據を有するものではなく、悉曇家の私意により、必要に應じて、配當したものと考へられる。

第六類。醍醐三寶院藏の1孔雀經音義の卷末に附記する音圖は、大矢博士に隨へば、「書寫の年代詳ならざれども、書体及び假名の字體により、又はハ行の音と、ワ行の音と、相通するさまに記せるなどより推せば、蓋し寛弘より萬壽までのものにして、假名の五十音圖中、最古のものと斷ぜざる可らず。圖中アナ二行を缺きたるは、如何なる故にか。縱行のイオアエウなるは、實に奇なりといふべし。各行の頭に眞假名を冠せしもの、下の反音作法の末に附記せる圖^{第二十圖}も亦然り。蓋し、切韻上に便なるものありしが故なるべし。」（音圖及手習詞歌考、音圖證本、六）と言はれた様に、この音圖は現存最古の假名の音圖といふことになり——大矢博士が現存最古の音圖と稱する、五韻次第の眞假名の音圖は、後代のものであるといふ學界一般の説となつた以

上この音圖が現存最古のものとなる——隨つて世の學者が言ふ様に、明覺の音圖の成る前に、現行音圖の祖圖とも稱する所の、悉曇の排列とは經緯を異にした音圖があつたかに思はしめることゝなる。今その音圖を活字體に改めて示すと、

四 知 利	キ チ リ	コ ト ロ	カ タ ラ	ケ タ レ	ク テ ル	四 比 末	シ ヒ ミ	ソ ホ モ	サ ハ マ	セ エ メ	ス
四 已	シ ヒ	イ チ	ヨ ヲ	サ エ	エ ウ	四 利	リ リ	ラ ラ	レ レ	ル ル	

この孔雀經音義の著者については、いま密教辭典の説に隨へば、この書は天暦十年信寂法親王の作と言はれてゐるが、石山大通寺本（保延三年寫）醍醐寺本（天永二年五月寫）の何れにも、東山坐禪沙門觀靜記とある。信寂法親王の作とするも、その天暦十年は己に法親王の寂後に當る、といつて、疑を挿んでゐる。音圖を附記してゐるこの三寶院本には、作者並びに書寫の年代を記してゐないので、果してこの音圖が何時頃のものであるかを確定し難いから、暫らく先哲の意見に止めて置くことゝして、今は只、この音圖の緯次について、何等かの考察が成立しないであらうか・この緯次を探つた理由が考へられないであらうかを、究めてみることゝする。

已に連聲相通説の項に述べた様に、明覺が悉曇要訣の中に「今引ニ新譯古譯經論ニ訣ニ通音ニ事」として、十三

種の相通を示した中で、特に明覺が口處相似故にとしたものを擧げると、次の七種となる。

幾只一二音相通證——案云口處相似故キシ相通歟

他社相通證——案云口處相似故チヤシヤ相通歟

社也相通證——案云口處相似故シア・イア・シイ・イイ・シユ・イユ・セエ・セイ・エイ・シヨ。

イヨ相通歟

波和相通證——案云口處相似故ハ^ヲワ^ヲ相通又ワ^ヲクワ^ヲ相通歟

摩婆相通證——案云口處相似故マハ相通歟

多羅相通證——案云口處相似タラ・チリ・トロ・ツル相通歟

若擎那三字通用證——案云口處相似故シヤ・ニヤ相通歟

今これに隨つて、同行音の重複を避けて音を次第に拾つてゆくと、幾只他也波和摩羅那 卽ちカサタヤハワ マラナの次第となる。これをこゝに孔雀經音義の緯次に比較するに

カサタヤハワマラナ

明覺

カサタヤマハワラ

孔雀經音義

となつて、マとハワを轉倒するだけで、音義に缺けてゐるナの一行為最後に來ること、なつて、極めて相似の緯次が成る。明覺は悉曇要訣(卷一・大正藏八四、五〇七—五一)に清濁輕重に關することを述べてゐる

が、その説明の順序も、明覺が悉曇五音鈔に示した清濁による音圖の緯次と通するものがある。してみるとこの孔雀經音義の緯次の明覺が相通を説いた順序と一致してゐることが、この孔雀經音義の音圖の緯次の、明覺と何等かの關係のあることを類推せしめるのに、一層の確實性を與へることとなる。

ハ行とワ行が通用することは、明覺のいふ波和相通の證と共に、別表の五十音對註漢字及び假名表の對註漢字音にも知る様に（省略）、悉曇ではワの音に、和・婆・轉 牛の音に尾・毗 ウの音に武・舞 エの音に吠・幣・微 ヲの音に冒・菩・母などの對註音を用ひて、ハ行とワ行は別して通ふ音であることが知られる。故にいまこの音圖が特にハ行とワ行の通ふことを示すために、ハとワを一括して同行に取扱つてゐることによつても、この音圖が悉曇にいふ通音を記したものであることは確め得られるが、更に、この音圖が悉曇に關係するものであることは、我が國語には餘り用ひられない啞をキの假名に、四をシの假名に當てゝることである。啞は悉曇ではhiの對註音に用ひる字であつて、陀羅尼の中には屢々見られる字である。慈覺將來の全雅悉曇章には、十八章の第一章hiの對註音に啞を用ひ、安然も悉曇藏（卷五・大正藏八四、四一九）に、明覺も亦その梵字形音義（卷三）及び十八章用音に、何れもhiの對註音に啞を用ひてゐる。四もまた明覺が梵字形音義にsi shiの對註音に用ひる所の假名であつて、これらのことから孔雀經音義の音圖が、悉曇に關係して成つたものであり、悉曇の通音を記したものであることが了知される。マとハリの緯次を轉倒したものも、明覺が波和相通・摩婆相通と次第した様に、ハはマとワに通ふ音であるから、その通音を示すために、ハを中心にして、その前後

にマとワを置いたものと思はれる。

この音圖を寛弘（一六六四）から萬壽（一六八七）までのものといふ大矢博士の推定に随ふと、この音圖は明覺（一七一六）より七八十年前のものとなつて、而もこゝに、以上の様な兩者の關係を認める時は、明覺は孔雀經音義に示す様な通音の古傳があつたのに隨つて、その相通を説いたこととなるが、只こゝに疑を挿む餘地のあることは、第一に、明覺は相通を説くに當つて「今引_二新譯古譯經論訣_三通音_二事」と言つて、古傳によつて記すとは言つてゐないし、また管見によれば、斯うした相通に關する文献も見ないから、恐らく明覺は古傳に據つたのでなくして、經疏の例證に據つて私見を記したものと思はれる。第二の疑は、明覺は悉曇要訣の音圖のカ行とサ行を表はすのに、ka caの梵字を用ゐないで、他の音圖には見られないha saの梵字を用ゐてゐることである。

ha hi hu he ho sa si su se so

カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ（卷二・大正藏八四、五一九）

孔雀經音義の音圖に用ゐた呬_二キ_一四_二シ_一の漢字は、他の多くの音圖に見るki ciの梵音を示す字ではなく、明覺の用ゐたhi siの梵音に限られた對註音である。第二に、若し孔雀經音義の音圖の緯次が、明覺の相通の次第によるものであり、その呬四の假名は、明覺の音圖にha saとある梵音に隨つて使用したものである、として、兩書の新古を轉倒して考へ得られるなれば、今まで、孔雀經音義の音圖に、最後のナの一行を脱してゐることも、尤

もな理由が成立することゝなる。即ち明覺が幾只二音相通などとして、その一々について口處相似故キシ相通歟などと、明らかに示してゐるのに對して、最後の若擎那三字通用證とある所には、口處相似故シヤ・ニヤ相通歟として、若と擎の二音の通用を言つて、那の一音には觸れてゐないかの様に見えるので、これを見た音義の筆者の誤認から曖昧な考を抱かしめることゝなつて、最後のナの一行の筆錄を筆者が躊躇したものと思はれる。今こゝに、若擎那の三字を韻鏡に照らして、これらが對註漢字として、用ゐられてゐる梵音を示すと、次の様になる。

若 外轉第二十九開日母上聲三等 ja ū

擎 同 轉 泥母平聲二等 da d̪ha n̪a

那 内轉第二十七開泥母平聲一等 na d̪a n̪a da

若擎の二字は同轉の中について、韻體を同じくするものであり、梵音の對註漢字としてジャとニヤが通用されることは明覺の言ふ通りである。擎と那の二字は、共に舌音泥母にあつて、而も共に梵音da naの對註漢字に用ゐられるのをみると、この二字は同等と見てよい。隨つて明覺が若擎那の三字通用として、それを括るのにシヤニヤ相通歟としたのは、若と擎那の通用といふ意である。擎と那は同等の字であるといふこの意味から、那の一音を示さなかつた處に誤認を生ぜしめて、筆者がナの一行を記さなかつたものと解される。

以上によつて、この孔雀經音義の音圖の緯次が、悉曇の通音を示すものであり、明覺と何等かの關係のあり

得ることを述べて來たが、この音圖は現存最古の音圖とされ、而も他に見ない經緯から成つた音圖であるだけに、とかくと、音圖の悉曇來由説を疑ふ材料とされて來たが、かく考定することによつて、この音圖は悉曇の通音を記した音圖であり、その緯次の據つて來たる所以も知られ、五十音圖の悉曇來由説を否定する資料とは一概にならぬことが認められると思ふ。

次に、最近九條公爵家から發見され、國寶に指定された、著者筆者共に未詳の19法華經音に見る五音通形がある。この五音通形の緯次も他に類例を見ないものであるが、通音を示したものであることは確實である。即ち圖の上に惣通句として音圖を擧げ、その緯次はアヤラワカハマナタサであつて、アヤラ三行の下には三句別通、ワカハマ四行の下には四句別通、ナタサ三行の下には三句別通としてあることから、通音を示した圖であることが知られる。この音圖の見出に、五音通形唯心房傳とあるから、この音圖は唯心房から相傳したものであることが解かるが、唯心房が誰であるかは判然しない。山田博士は大原三寂の一人である唯心房寂然ではないか、姑く疑を存しておく、（五十音圖の歴史九五十九七參照）として居られるが、只こゝに、更に一つの懸案を擧げて世の學者の後究に俟つことは、即ち明覺のことを徳王房といふと共に、又の房號を唯心房と稱したことが、智賢の悉曇字記滅罪鈔（高野山持明院藏）に、梵字形音義^{唯心}房とあることによつて、明覺の悉曇と何等かの關係が見出せないものであらうかといふことである。兎に角、この音圖の緯次も通音を示したものとして、第六類の通音によつて排列したもの、の中に攝めて（一一）としたのである。

以上、百〇六、三十種といふ一見して經緯の夥しく區々である音圖も、その中で第七類の三種五圖といふ未詳なものを残して、その他を類別すると、自から悉曇の理法に合つた六類となるが、この六類を更に歸納すると、一、悉曇字母の次第に排列するもの 二、三内五音等の通音によつて排列するもの 三、十八章の組織によるもの 四、十界九識によるもの の四類となる。而もこれらの緯次が據つて成る理由が、前述の音圖成立の目的を如實に物語つてゐることを知るに充分である。未解決に殘された第七類の五圖も、その緯次の據つて來たる所は確かめ得ないが、これらは何れも比較的後のものであり、少くともこの少數の音圖によつて、五十音圖の悉曇來由説を否定することは許されぬ。

五十音圖は、近世以後になつて考へられた様な、國語のために成つたものではない。語は簡であるが、本居宣長が漢字三音考に、

マコトニ五十連音ノ圖ハ、悉曇字母ニヨリテ、其學ノタメニ作レル者ニシテ、皇國ノ固有ニハ非ズ。又皇國の語音ノタメニ作レルモノニモアラズ。然レドモ其音ハ五十ナガラモトヨリ皇國ノ自然ノ正音ニシテ、サラニ彼國音ヲウツシ取レルニハ非ズ。ソハ古言ヲ以テ知ベキ也。然ルニ彼ノ圖ハタマく此正音ノ妙用ニ符合セル故ニ、コレヲ借り用ルノミニコソアレ。(一七右)

と、言つたのに對して、その慧眼に敬服せすには居られない。己に述べた様に、近世に至るまで、國音國字を表はしたものとして伊呂波歌などが用ゐられて、五十音圖が用ゐられて來なかつたことが、五十音圖が國語

のために成つたものでないことを物語つてゐる。また五十音圖が、國語のためではなく、我が國の悉曇家が、梵文の組織に倣つて種々な經緯の工夫をなし、自家の説明に用ゐたに過ぎないものである所に、音圖の經緯が一定しなかつたといふ極めて自然的な姿が窺はれる。故に音圖の經緯の區々であることが、五十音圖の悉曇來由説を立證する何よりの證據であると言はねばならぬ。十八章の習得のため、反音の國音化のため、連聲相通の理解のためといふ上述の音圖成立の目的以外に、或は漢字の反切のため、或は國語音を示すためなどといふ目的理由によつて、已に古く音圖が成立してゐたとするなれば、恐らく悉曇家もそれを用ゐたに違ひないし、それを用ることによつて、隨つて斯うした區々な經緯は生じないで、音圖の經緯は早く一定されたに違ひないと言はねばならぬ。世の學者の言ふが如くに、或る種の祖圖があつて、それが悉曇字母の排列の次第によつて、漸次に整理されて、現行音圖の形になつたといふ説は、以上の緯次の類別に對する考定からする時は、成立しないことゝなる。區々なる音圖を對照することによつて、そこには何等現行音圖に整理されて行つた歴史的過程を見出すことが出來ぬ。緯次の區々なる相異は現行音圖への歴史的過程ではなく、各圖おのゝに、その緯次を探つた理由があつたのである。從來この理由あることを究明しなかつた所に、世の學者の過誤がある。

要するに、五十音圖の成立は、陀羅尼を讀誦するといふ實際問題から出發して、梵音を會得する必要から十八章の學習が日本悉曇學の中心となり、その十八章の習得のために、三内の連聲相通の理を知り、反音を知る

ために、國音に較べて成つたものが五十音圖であつて、五十音圖は國語のために成つたものではない。只それが、音韻に詳密な悉曇の理法に基づくことゝ、その梵音を國音化した日本悉曇家の努力の結果とが、國語に應用されて學術的な存在となり得たのである。悉曇に據る音圖以外の、古くからあつた所の音圖を悉曇にまで應用したいといふ論は、順逆轉倒の見解に過ぎないことを結論して、一先づ本稿を結ぶことゝする。

(皇紀二六〇〇、一一稿)